

学 報

第 4 4 6 号

平成 20 年 4 月 号

平成 20 年 5 月 15 日

東京芸術大学

(事務局総務課発行)

目 次

諸 報

- ・平成20年度附属音楽高等学校入学式について 2
- ・平成20年度入学式について 3
- ・芸大コレクション展の開幕について 4
- ・創立120周年記念事業感謝状贈呈式について 4
- ・パウハウス・デッサウ展の開幕について 4
- ・演奏会等の実施について 5
 - 上野の森オルガンシリーズ
 - メシアン オルガン作品全曲演奏会
 - 創造の杜'08 メシアン生誕100年
 - 同声会新人演奏会
 - 藝大フィルハーモニア定期第328回
 - 新卒業生紹介演奏会
- ・職員研修 8

人事

- ・人事異動 9

学内規則等

- ・東京芸術大学音楽学部早期卒業内規の制定について 12
- ・東京芸術大学音楽学部履修規程の改正について 13
- ・東京芸術大学事務組織細則等の一部を改正する細則等の制定について 14
- ・東京芸術大学大学院音楽研究科リサーチセンタ

- 一要項の制定について 47
- ・東京芸術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項の改正について 49
- ・東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の改正について 50

諸会議

事務局

- ・安全衛生委員会（4月16日） 52
- ・国際交流室（4月16日） 52
- ・教育研究評議会（4月24日） 52
- ・役員会（4月24日） 52
- ・企画評価室（4月30日） 52

美術学部

- ・美術学部運営委員会（4月15日） 52
- ・美術学部人事委員会（4月15日） 52
- ・美術学部教務委員会（4月15日） 52
- ・美術学部学生生活委員会（4月16日） 53
- ・美術学部入試運営委員会（4月17日） 53
- ・大学院美術研究科委員会（4月17日） 53
- ・美術学部教授会（4月17日） 53
- ・取手校地運営委員会（4月24日） 54
- ・美術学部卒展運営委員会（4月24日） 54

音楽学部

- ・音楽学部教務委員会・学位委員会（4月17日） 54
- ・音楽学部芸術活動推進委員会（4月17日） 54
- ・音楽学部学生生活委員会（4月17日） 55
- ・音楽学部教授会・研究科委員会（4月17日） 55
- ・音楽学部運営会議（入試）（4月24日） 55
- ・音楽学部教務委員会・学位委員会（4月24日） 55
- ・音楽学部芸術活動推進委員会（4月24日） 56

大学院映像研究科

- ・大学院映像研究科教授会（4月12日） 56

大学美術館

- ・大学美術館運営委員会（4月17日） 56

演奏芸術センター

- ・演奏芸術センター運営委員会（4月30日） 56

藝大アートプラザ

- ・藝大アートプラザ企画推進室（4月22日） 56

- 大学日誌 58

諸 報

— 平成20年度附属音楽高等学校入学式について —

4月9日（水）11時より附属音楽高等学校内201ホールにおいて、平成20年度入学式が行われた。今年度の入学者は、40名。詳細は下記のとおり。

専 攻	入学者数	専 攻	入学者数
作 曲	1 名	オ ー ボ エ	2 名
ピ ア ノ	12 名	クラリネット	1 名
ヴァイオリン	11 名	ファゴット	1 名
ヴィオラ	1 名	打 楽 器	1 名
チェロ	2 名	箏 曲	1 名
コントラバス	1 名	尺 八	1 名
ハ ー プ	2 名	長 唄 三 味 線	1 名
フルート	2 名		
合 計		40 名	



— 平成20年度入学式について —

4月10日（木）、11時より奏楽堂にて平成20年度入学式が実施された。

1,000名を超える新入生をまず迎えたのは、廣江理枝准教授の演奏によるオルガン曲で、前半にはD. ブクステフーデ「前奏曲 ホ長調」、後半にはL. ヴィエルヌ「交響曲第1番」より第6楽章〈フィナーレ〉がそれぞれ奏でられた。パイプオルガンの多彩な音色と荘厳な響きが、期待と不安を抱えながら緊張する新入生を圧倒的なスケールで包み込み歓迎した。

宮田亮平学長は、式辞の最中に壇上で「目」という文字を揮毫して掲げ、恵まれた日にも、苦難が続く時も、自らをしっかりと見つめる「目」を持ち、悔いのない学生生活をおくるよう励ました。

入学式学長式辞

入学おめでとう。

今日の日を迎えるに当たって、諸君らは幾多の苦難の道を歩んできたと思う。今日ここにいることは、諸君らのたゆまざる努力そのものによることに他なりません。あなたたち自身が掴んだこの席です。大いなる自信を持って、学生生活をおくってほしい。

また、今年は映像研究科アニメーション専攻の第1年目でもあります。受験までの間に培われたものを大きなベースとして、藝大ならではの勉強に励んでもらいたい。そして、ここまで道のりを陰になり、日向になり支えてくれた周囲の方に感謝の心を持ってもらいたい。3つのホールにおられる保護者の皆さん、彼らの目はとても素晴らしく輝いています。誇れる若者達です。

東京藝術大学は、本年121年目を向かえ、新しい年の始まりとなります。その節目の年に入学した諸君らに期待するものは、大きなものであります。過去をしっかりと伝承し、現在の自分を自覚し、未来に対し、いかに確信を持って前進するか……。この3つをトータルに考え、歩んでいてもらいたい。それを遂行する為に、一つの文字を諸君らに託します。

これは、中国の殷や周の時代に青銅器に鑄込まれた金文で、「目」という字です。「目」そのものでしょう？

「目がものをいう」

「眼力がある」

「目先にとらわれない」

「遠くを見据える目を持つ」 などなど

目は人の心を表すものであると思う。今日のキラッとしたあなたたちのその目が大切なのです。その眼力を持って、日々の創作・表現活動をおくってほしい。

陽のあたっている時、それは栄光の時なのです。日陰の時、それは下積みの時であり、努力の時でしょう。ですが、その時間はむしろ基礎固めのチャンスの時です。日陰だからといって、僻んだり落ち込んだりしないでほしい。日向と日陰の両方を見据えるきちとした「目」を持つことによって、必ずや後悔のない、藝大生としての大きな時間、空間を過ごせるでしょう。

幅広く多くを学び、また一つのことを深く極めること。この両者が大切であり、それらをバランスよく見極める「目」が必要なのです。

壇上、そして2階席におられる先生方、どうぞ次の時代をつくる若者たちをよろしくご指導ください。

「目」、これを諸君らに入学の祝いとして贈りたいと思います。

おめでとう。



— 芸大コレクション展の開幕について —

4月10日（木）、大学美術館所蔵の主要なコレクションを紹介する展覧会「芸大コレクション展」が開幕した。

本展では、所蔵作品・資料の有効な活用を推進することを目指し、古美術・日本画・西洋画・彫刻・工芸・図案の各分野のコレクションの名品とともに、近年展示される機会の乏しかった作品群から厳選して展示している。特に、古美術および日本画、素描作品については、三期に分けて展示を行う。また、これと併せて、「東京美術学校とバウハウス」、「菊池一雄とその周辺」という二つの特集展示を行い、総点数100点あまりの作品群によって、東京美術学校以来蓄積され続けた、多種多様な「芸大コレクション」の一部を披露している。

7月21日（月・祝）まで開催。

入館料：一般300円、学生100円。中学生以下無料。月曜休館。

— 創立120周年記念事業感謝状贈呈式について —

4月21日（月）、学長室及び事務局第2会議室において、創立120周年記念事業感謝状贈呈式が執り行われた。

21世紀に相応しい芸術の総合大学として、より幅広く社会に芸術を提供し、我が国の芸術創造拠点として飛躍を期す本学の今後の教育研究活動、創作活動の展開の趣旨に賛同される諸企業、個人、教職員、同窓生の方々などから頂戴した創立120周年記念事業募金は、総計339件、一億六千万円余りに上った。また寄附のみならず、多大な人的・物的協力により、60を超える記念事業は総て成功裏に終わった。

当日は、その厚志に対し深く感謝の意を表し、63組の寄附者、協力者に学長からそれぞれ感謝状が贈られた。



— バウハウス・デッサウ展の開幕について —

4月26日（土）、「バウハウス・デッサウ展」が開幕した。

1919年ドイツ、ヴァイマールに設立された総合造形学校バウハウスは、革新的で機能的なデザインを数多く生み出し、技術と芸術を統合して理想的な生活環境の総合デザインを追求した教育研究機関で、わずか14年余の活動期間にもかかわらず、今日の日常の生活空間にまで影響を与え続けている近代デザインの源流の一つ。本展では、ヴァイマール、デッサウ、ベルリンと拠点を変えていったバウハウスが最も活発に活動し、その理念がより具体化されたデッサウ期に焦点を当て、生活様式に応じた造形教育のあり方や、その実験と生産のあり方を検証し、基礎教育の成果を示す学生作品から、工房製品、舞台工房の上演作品資料、絵画、写真まで約260点の出品作品・資料により、バウハウスの豊かな活動を紹介する。

開会式では、ハンス＝ヨアヒム・デア ドイツ連邦共和国大使、永島貴弘 産経新聞社常務取締役、



オマール・アクバー バウハウス・デッサウ財団館長らが列席する中、増村紀一郎大学美術館長が次のように挨拶した。

「1960年代に藝大へ入学した私は、バウハウスに強く影響を受けた工芸科で学びました。本展の出品作品を見ていると、かつて自分も同じようなことを試みたなと懐かしさを覚えます。ですが、本展は、バウハウスの建築、家具、工芸品などの作品をただ懐古的に眺めていればそれでよいというものではありません。デッサウの校舎の中でヴァルター・グロピウス校長の下、どのような研究・実験・教育が行われていたかを、マイスターたちの著名な作品よりも、その指導を受けた学生たちの作品を多く展示することによって考察しており、その点は、教育研究機関にある当館ならではの展示であると言えるでしょう。また、実現はしなかったバウハウス校舎の色彩計画や、舞台工房の活動などもできるかぎり復元し、さらにはグロピウスの校長室をリアルスケールで再現するなど、特筆すべき展示をいくつも試みております。ぜひ、ご注目ください。」



7月21日（月・祝）まで開催。

入館料：一般1,400円、大学・高校生800円。月曜休館。

— 演奏会等の実施について —

◆ 上野の森オルガンシリーズ メシアン オルガン作品全曲演奏会

日 時 : 2008年4月12日(土) 15:00開演
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
 入 場 料 : 2,000円(全席自由)
 主 催 : 東京芸術大学演奏藝術センター
 東京芸術大学音楽学部
 後 援 : フランス大使館
 プ ロ グ ラ ム : 《栄光に輝く御体》
 《オルガンの書》
 オルガン: 廣江 理枝、近藤 岳
 当 日 の 観 客 数 : 238名(全座席数1,102席)

◆ 創造の杜'08 メシアン生誕100年

日 時 : 2008年4月18日(金) 18:30開演
 会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
 入 場 料 : 2,000円(全席自由)
 主 催 : 東京芸術大学演奏藝術センター
 東京芸術大学音楽学部
 後 援 : フランス大使館
 企 画 協 力 : 藤田 茂
 曲 目 : 彼岸を照らす閃光(彼方の閃光)
 指 揮 : 湯浅 卓雄
 演 奏 : 藝大フィルハーモニア
 ト 一 ク : 「メシアン生誕100年を記念して」
 パネリスト: 船山 隆、湯浅 卓雄、小鍛治邦隆
 司 会 : 松下 功
 当 日 の 観 客 数 : 330名(全座席数1,102席)

◆ 同声会新人演奏会

日 時 : 2008年 4月19日(土)

第1回 13:00開演

第2回 18:00開演

会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂

入 場 料 : 2,000円(昼・夜通し券)

主 催 : 東京芸術大学
東京芸術大学音楽学部同声会

プ ロ グ ラ ム : I 昼の部

1. チェンバロ 宮崎賀乃子
バッハ パルティータ4番 ニ長調 BWV828より
序曲、アルマンド、ジーク
2. ピアノ 古川 貴子
ベートーヴェン 6つの変奏曲 ヘ長調 作品34
3. ピアノ 武内みさき
ベートーヴェン ピアノソナタ 第30番 ホ長調 作品109
4. ピアノ 松尾 建瑠
バラキレフ イスラメイ
5. ピアノ 八木下侑子
オリヴィエ・メシアン
「鳥のカタログ」より第8番 ヒメコウテンシ
第12番 クロサバクヒタキ
6. ピアノ 安武 亮
スクリャービン 幻想曲 ロ短調 作品28
7. チェロ 伊藤 文嗣
シューマン アダージョとアレグロ Op. 70
8. ヴァイオリン 樹神 早紀
ヘンリク・ヴィエニャフスキ 創作主題による華麗なる変奏曲
9. チェロ 森山 涼介
ボッケリーニ
ソナタ イ長調 アダージョ、アレグロモデラート
10. ヴィオラ 金 孝珍
ブルッフ ロマンズ 作品85ほか
11. チェロ 高木 俊彰
ラフマニノフ チェロソナタ ト短調 作品19

II 夜の部

1. 生田流箏曲 鈴木 麻衣
石川勾当作曲 八重崎検校 箏手付 八重衣
2. アルト 山田 文子
ヘンデル 歌劇「セルセ」より(セルセのアリア)
“もしあなたに目もくれない人を” ほか
3. バリトン 加来 徹
ラフマニノフ 「君は彼を知っていた。」 Op. 34 No. 9ほか
4. ソプラノ 田崎 美香
G. マイヤーベーア
歌劇「ディノーラ」より(ディノーラのアリア) “影の歌”
5. テノール 又吉 秀樹
ビゼー 歌劇「カルメン」より(ホセのアリア)
“お前に投げたこの花は”

6. アルト 嶋崎 加名
ロッシーニ
歌劇「アルジェのイタリア女」より（イザベラのアリア）
“惨い運命よ！” ほか
7. バリトン 新見 準平
ヴェルディ 歌劇「オベルト」より（オベルトのアリア）
“裏切りの恐怖が”
8. アルト 山崎 春菜
J. マスネ
歌劇「ウエルテル」より（シャルロッテのアリア）
“お願い、涙を流させて！” ほか
9. ソプラノ 栗林瑛利子
ベッリーニ 歌劇「清教徒」より（エルヴィーラのアリア）
“あなたの優しい声が”
10. ソプラノ 宮澤 尚子
ワーグナー
歌劇「タンホイザー」より（エリーザベトのアリア）
“貴き殿堂よ” ほか
11. テノール 山本 耕平
ドニゼッティ 歌劇「ルチア」より（エルガルドのアリア）
“我が祖先の墓よ”
12. 打楽器 目等 貴士
福士則夫 ソロ・パーカッションのためのグラウンド
13. トロンボーン 東川 暁洋
ジャック・カステレーデ
トロンボーンとピアノのためのソナチネ
14. フルート 押部 朋子
H. デュティユー ソナチネほか
15. クラリネット 吉岡 奏絵
G. ヴェルディ L. バッシ
歌劇「リゴレット」の旋律による演奏会幻想曲
16. フルート 竹山 愛
A. ジョリベ フルート協奏曲

当日の観客数 : 第1回 441名（全座席数1,102席）
第2回 470名（全座席数1,102席）

◆ 藝大フィルハーモニア定期第328回 新卒業生紹介演奏会

日 時 : 2008年4月24日(木) 18:30開演
会 場 : 東京芸術大学 奏楽堂
入 場 料 : 1,500円（全席自由）
主 催 : 東京芸術大学音楽学部
東京芸術大学演奏藝術センター
指 揮 : 田中 良和、松尾 葉子
演 奏 : 藝大フィルハーモニア
プ ロ グ ラ ム : 松岡あさひ（作曲）

松岡あさひ R-'08

ピアノ独奏：入川 舜

岩城 風佑（ヴァイオリン）

J. ブラームス ヴァイオリン協奏曲 ニ長調 作品77

石川星太郎（指揮）

R. シューマン マンフレッド序曲 変ホ短調 作品115

栗林瑛利子（ソプラノ）

G. ヴェルディ 歌劇「椿姫」より ああ、そはかの人か〜花から花へ
黒金 寛行（バス・トロンボーン）

J. ウィリアムズ バス・トロンボーン協奏曲（テューバ協奏曲）
武内みさき（ピアノ）

R. シューマン ピアノ協奏曲 イ短調 作品54

当日の観客数：720名（全座席数1,102席）

— 職員研修 —

- 1 研修名：新採職員研修
期 間：平成20年 4 月 4 日
主 催：東京芸術大学
会 場：東京芸術大学上野校地他
参加者：磯部 渚

人 事

— 人事異動 —

平成20年 4 月 1 日付（役 員）

任 命	監	事	中 島 尚 正
	監	事	竹 内 雄 也

平成20年 4 月 1 日付（教 員）

兼 務	音楽学部長	植 田 克 己
	大学院映像研究科長	藤 幡 正 樹
	学長特命	池 田 政 治
	学長特命	守 山 光 三
	教育研究評議会評議員	川 井 學
	言語・音声トレーニングセンター長	畑 瞬一郎
	音楽学部副学部長	畑 瞬一郎
	美術学部附属写真センター長	佐 藤 時 啓

兼務解除	教育研究評議会評議員	植 田 克 己
------	------------	---------

平成20年 4 月 1 日付（事 務）

採用（転入）

施設課長	駒 津 健 夫 (国立大学法人千葉大学 施設環境部施設整備課長)
------	-------------------------------------

配 置 換

学生支援課長	廣 瀬 進 (入試・学務課長)
音楽学部事務長	長 岡 信 幸 (総務課参事役)

学内規則等

◎東京芸術大学音楽学部早期卒業内規の制定について

○東京芸術大学音楽学部早期卒業内規

平成20年 3月27日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京芸術大学学則第50条及び東京芸術大学音楽学部規則第20条の規定に基づき、東京芸術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2年次末において、音楽学部長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位80単位以上を修得していること。
- (2) 教養科目16単位及び外国語科目8単位以上を修得していること。
- (3) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- (4) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。

3 音楽学部長は、第1項の規定による申出があったときは、教授会において前項に基づく審査を経て適格の認定をしなければならない。

(修学指導)

第4条 前条第3項の規定に基づき適格の認定を受けた早期卒業希望者の授業計画等に当たっては、指導教員の指導により行うこととする。

(卒業の要件)

第5条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位124単位以上を修得していること。
 - (2) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- 2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(教育実習)

第7条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目の履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

◎東京芸術大学音楽学部履修規程の改正について

○東京芸術大学音楽学部履修規程の一部を改正する規程 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学音楽学部履修規程 <u>第1条</u> 東京芸術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における教育課程等については、東京芸術大学学則及び東京芸術大学音楽学部規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。 <u>第2条</u> 本学部における教育課程表は、別表のとおりとする。 <u>第3条</u> 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の必修科目、選択科目及び自由科目を履修するものとする。 <u>第4条</u> 学生は、前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、または<u>本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術情報センター及び単位互換制度により他大学の科目</u>を履修することができる。 2 前項の科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。 <u>別表（教育課程（カリキュラム）修得単位年次表）は省略</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u>	○東京芸術大学音楽学部履修規程 <u>第1条</u> 東京芸術大学音楽学部規則第5条の規定に基づき、東京芸術大学音楽学部履修規程を定める。 <u>第2条</u> 音楽学部の授業科目、単位、履修方法は、<u>学則並びに音楽学部規則に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</u> <u>第3条</u> 音楽学部における各学科、課程又は専攻の科目及び単位は別表のとおりとする。 <u>第4条</u> 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の必修科目、選択科目及び自由科目を履修するものとする。 <u>第5条</u> 学生は、前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、または<u>本学他学部</u>の科目を履修することができる。 2 前項の科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。 <u>別表（省略）</u>

◎東京芸術大学事務組織細則等の一部を改正する細則等の制定について

1. 事務組織の改組に伴う改正

(改正理由)

本学では、業務の改善・効率化検討のため、事務組織の見直しを行い、平成20年4月1日付けで事務組織を改組することに伴い、関連する諸規則について所要の改正を行う。

(主な改正内容)

- 1 学生課と入試・学務課を統合、学生支援課に改組することに伴い、関連規則の改正を行う。
- 2 会計課に専門員、美術学部および映像研究科に専門職員を配置したことに伴い、それぞれの事務分掌について定める。
- 3 事務局専門員、総務課参事役、会計課参事役、美術学部事務長補佐及び会計課専門職員（決算担当）が不補充になったことに伴い、関連規則の改正を行う。
- 4 学生支援課のうち、学生支援係を課外支援係に名称変更したことに伴い、関連規則の改正を行う。
- 5 その他

(改正規則) ※括弧内の数字は、「主な改正内容」の該当番号

- 「東京芸術大学事務組織細則」(1～4)
- 「東京芸術大学理事室規則」(1、3、5)
- 「東京芸術大学監査室規則」(3)
- 「東京芸術大学公開講座規則」(1)
- 「東京芸術大学学生生活通則」(1)
- 「東京芸術大学奨学金規則」(1)
- 「東京芸術大学返還免除奨学生選考委員会規則」(1)
- 「東京芸術大学寮規則」(1)
- 「東京芸術大学学生会館規則」(1)
- 「東京芸術大学体育館使用規則」(1)
- 「東京芸術大学那須高原研修施設規則」(1)
- 「東京芸術大学那須高原研修施設使用規則」(1)
- 「東京芸術大学国際交流会館規則」(1)
- 「東京芸術大学文書処理規則」(1)
- 「東京芸術大学個人情報管理規則」(1)
- 「東京芸術大学公印規則」(1、3)
- 「東京芸術大学経理規則」(1、3、4)
- 「東京芸術大学財務会計事務の委任に関する規則」(3)
- 「東京芸術大学科学研究費補助金等経理事務取扱規則」(3)
- 「東京芸術大学保健管理センター規則」(1)
- 「東京芸術大学保健管理委員会規則」(1)
- 「東京芸術大学保健管理センター運営委員会規則」(1)
- 「東京芸術大学保健管理センター点検・評価委員会規則」(1)
- 「東京芸術大学防災管理内規」(1、4、5)
- 「東京芸術大学留学生センター設置要項」(1)
- 「東京芸術大学外国人留学生地域交流要項」(1)
- 「東京芸術大学学生相談室要項」(1)
- 「東京芸術大学国内出張事務の取扱いについて」(5)
- 「東京芸術大学海外渡航事務の取扱いについて」(5)
- 「東京芸術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項」(1)
- 「東京芸術大学における大学間相互単位に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項」(1)
- 「東京芸術大学における大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項」(1)

- 「東京芸術大学科学研究費補助金等の資金立替取扱要項」(3)
「東京芸術大学動産等管理要項」(1)
「東京芸術大学債権管理事務取扱要項」(1、3)
「東京芸術大学契約事務取扱要項」(3)
「東京芸術大学金庫監守要項」(1、3)
「東京芸術大学競争参加資格等審査委員会の設置について」(3)
「東京芸術大学自動車等運用管理要項」(3)
「東京芸術大学契約審査委員会要項」(3)

2. 誓約書・債務保証書の様式変更に伴う改正

(改正理由)

本学では、平成20年4月1日から、第二保証人を削除、第一保証人を連帯保証人としてとし、また入学者の利便性を図り手続きを簡素化するために、誓約書の様式を、債務保証書も兼ねる様式に改める。

(改正規則)

「東京芸術大学債権管理事務取扱要項」別紙様式1

3. 審議経過

平成20年4月8日 事務協議会

4. 施行予定日

即日施行。平成20年4月1日適用。

尚、事務組織改組に伴う改正規則のうち、「東京芸術大学職員の再任用に関する規則」、「東京芸術大学職員給与規則」「東京芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」は、就業規則に該当し、遡り適用が不可能なため、3月27日の役員会で承認、学長決裁にて改正し、平成20年4月1日施行済み。

○東京芸術大学事務組織細則の一部を改正する細則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学事務組織細則 (略) (会計課) 第4条 会計課に <u>専門員</u> 、総務係、財務係、経理係、契約係、資産管理係 <u>及び</u> 給与共済係を置く。 2 <u>専門員は、財務会計における資産管理業務の改善・効率化等に関する専門的な事項を処理する。</u> 3 総務係においては、次の事務を分掌する。 (略) 4 財務係においては、次の事務を分掌する。 (1) 予算の編成に関すること。 (2) 予算の執行管理及び統制に関すること。 (3) 所掌事務に係る債権及び債務の管理に関すること。	○東京芸術大学事務組織細則 (略) (会計課) 第4条 会計課に <u>参事役(契約管理業務担当)</u> 、総務係、財務係、経理係、契約係、資産管理係、給与共済係 <u>及び専門職員(決算担当)</u> を置く。 2 <u>参事役(契約管理業務担当)、契約係、資産管理係及び給与共済係の事務については、第4条の2に掲げるところによる。</u> 3 総務係においては、次の事務を分掌する。 (略) 4 財務係においては、次の事務を分掌する。 (1) 予算の編成に関すること。 (2) 予算の執行管理及び統制に関すること。 (3) 所掌事務に係る債権及び債務の管理に関すること。

- (4) 概算要求に関すること。
- (5) 決算の手續及び整理並びに報告に関すること。
- (6) 会計帳簿等の整理・保管及び財務諸表等の作成に関すること。
- (7) 計算証明に関すること。
- (8) 財務会計システムの管理に関すること。
- (9) 資金繰計画の作成に関すること。
- (10) 資金繰計画に基づく資金の調達に関すること。
- (11) 消費税の申告に関すること。
- (12) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (13) その他財務に関すること。

5 経理係においては、次の事務を分掌する。

(略)

6 契約係においては、次の事務を分掌する。

(略)

7 資産管理係においては、次の事務を分掌する。

(略)

8 給与共済係においては、次の事務を分掌する。

(略)

(学生支援課)

第5条 学生支援課に総務係、課外支援係、奨学係、留学生係、入学試験係及び学務係を置く。

2 総務係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生支援課の事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 学生支援課の庶務及び会計に関すること。
- (3) 学生支援課の諸規則等に関すること。
- (4) 保健管理センター運営委員会並びに他の係に属さない会議に関すること。
- (5) 学生に対する広報紙の編集に関すること。

- (4) 概算要求に関すること。
- (5) 決算の手續及び整理に関すること。

(6) 計算証明に関すること。

- (7) 財務会計システムの管理に関すること。
- (8) 資金繰計画の作成に関すること。
- (9) 資金繰計画に基づく資金の調達に関すること。
- (10) 消費税に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (12) その他財務に関すること。

5 経理係においては、次の事務を分掌する。

(略)

6 専門職員(決算担当)は、次の事項を分掌する。

- (1) 決算の手續及び整理並びに報告に関すること。
- (2) 会計帳簿等の整理・保管及び財務諸表等の作成に関すること。
- (3) 計算証明に関すること。
- (4) 消費税の申告に関すること。
- (5) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (6) その他決算に関すること。

第4条の2 参事役(契約管理業務担当)は、財務会計における契約、資産管理、給与及び共済組合に関する専門的な事項を処理する。

2 契約係においては、次の事務を分掌する。

(略)

3 資産管理係においては、次の事務を分掌する。

(略)

4 給与共済係においては、次の事務を分掌する。

(略)

(学生課)

第5条 学生課に総務係、留学生係、学生支援係及び奨学係を置く。

2 総務係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生課及び入試・学務課の事務に関し、総括し連絡調整すること。
- (2) 学生課及び入試・学務課の庶務及び会計に関すること。
- (3) 学生課及び入試・学務課の諸規則等に関すること。
- (4) 保健管理センター運営委員会並びに他の係に属さない会議に関すること。
- (5) 学生に対する広報紙の編集に関すること。

- (6) 生涯学習に関すること。
- (7) 学生支援課所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (8) 学生支援課所属職員の勤務時間の管理に関すること。
- (9) 学生支援課所属職員の安全衛生に関すること。
- (10) 学生支援課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。
- (11) 学生支援課所属物品の使用に関すること。
- (12) 保健管理センターの庶務（役職員の保健管理事務を除く。）に関すること。
- (13) その他学生支援課の他係の所掌に属さないこと。

3 課外支援係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の就職指導に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 求人の開拓及び求人諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 就職情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 学生の就職に係る専門的事項に関すること。
- (5) 学生相談に関すること。
- (6) 学生の自治活動及び課外活動に対する指導、監督に関すること。
- (7) 学生の集会及び諸行事に関すること。
- (8) 課外活動団体に関すること。
- (9) 貸出物品の対応及び管理に関すること。
- (10) 学生の掲示物及び印刷物に関すること。
- (11) 大学会館、那須高原研修施設、学生寮及び短期宿泊施設の管理運営に関すること。
- (12) 草津セミナーハウス等の共同利用施設の使用に関すること。
- (13) その他学生の課外支援に関すること。

4 奨学係においては、次の事務を分掌する。

(略)

5 留学生係においては、次の事務を分掌する。

(略)

6 入学試験係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 入学者の選抜に関すること。
- (2) 入学試験に関するデータ、情報資料の収集及び整理に関すること。

- (6) 生涯学習に関すること。
 - (7) 学生課所掌事務に係る調査統計に関すること。
 - (8) 学生支援課所属職員の勤務時間の管理に関すること。
 - (9) 学生課及び入試・学務課所属職員の安全衛生に関すること。
 - (10) 学生課及び入試・学務課所掌事務に関する文書類の処理に関すること。
 - (11) 学生課及び入試・学務課所属物品の使用に関すること。
 - (12) 保健管理センターの庶務（役職員の保健管理事務を除く。）に関すること。
 - (13) その他学生課の他係の所掌に属さないこと。
- 3 留学生係においては、次の事務を分掌する。

(略)

3 学生支援係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 学生の就職指導に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 求人の開拓及び求人諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 就職情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 学生の就職に係る専門的事項に関すること。
- (5) 学生相談に関すること。
- (6) 学生の自治活動及び課外活動に対する指導、監督に関すること。
- (7) 学生の集会及び諸行事に関すること。
- (8) 課外活動団体に関すること。
- (9) 貸出物品の対応及び管理に関すること。
- (10) 学生の掲示物及び印刷物に関すること。
- (11) 大学会館、那須高原研修施設、学生寮及び短期宿泊施設の管理運営に関すること。
- (12) 草津セミナーハウス等の共同利用施設の使用に関すること。
- (13) その他学生支援に関すること。

5 奨学係においては、次の事務を分掌する。

(略)

(略)

(入試・学務課)

第6条 入試・学務課に入学試験係及び学務係を置く。

2 入学試験係においては、次の事務を分掌する。

- (1) 入学者の選抜に関すること。
- (2) 入学試験に関するデータ、情報資料の収集及び整理に関すること。

- (3) 入学試験の広報に関すること。
 (4) 大学入試センター試験の実施に関すること。

(5) その他入学試験に関すること。

7 学務係においては、次の事務を分掌する。

(略)

(施設課)

第6条 施設課に企画管理室、計画整備室及び専門員を置く。

- 2 企画管理室については、第6条の2に掲げるところによる。
 3 計画整備室については、第6条の3に掲げるところによる。

(略)

第6条の2 企画管理室に、企画係及び管理係を置く。

(略)

第6条の3 計画整備室に、計画係及び設備係を置く。

(略)

(美術学部)

第7条 美術学部事務部に取手校地美術学部事務室、美術学部附属古美術研究施設事務室、専門員、専門職員(企画業務担当)、庶務係、会計係、教務係及び教材係を置く。

- 2 取手校地美術学部事務室については、第7条の2に掲げるところによる。
 3 美術学部附属古美術研究施設事務室については、第7条の3に掲げるところによる。
 4 専門員は、取手校地における学務及び企画運営等に関する専門的事項を処理する。

5 専門職員(企画業務担当)は、次の事務を分掌する。

- (1) プロジェクト業務に関すること
(2) 国際交流及び国際交流部会に関すること
(3) 教授会の記録作成に関すること
(4) 学部長が特に必要と認めた業務に関すること

6 庶務係においては、次の事務を分掌する。

(略)

7 会計係においては、次の事務を分掌する。

- (3) 入学試験の広報に関すること。
 (4) 大学入試センター試験の実施に関すること。
(5) 入試・学務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
(6) その他入学試験に関すること。
(7) その他入試・学務課の他係の所掌に属さないこと。

3 学務係においては、次の事務を分掌する。

(略)

(施設課)

第7条 施設課に企画管理室、計画整備室及び専門員を置く。

- 2 企画管理室については、第7条の2に掲げるところによる。
 3 計画整備室については、第7条の3に掲げるところによる。

(略)

第7条の2 企画管理室に、企画係及び管理係を置く。

(略)

第7条の3 計画整備室に、計画係及び設備係を置く。

(略)

(美術学部)

第8条 美術学部事務部に取手校地美術学部事務室、美術学部附属古美術研究施設事務室、専門員、庶務係、会計係、教務係及び教材係を置く。

- 2 取手校地美術学部事務室については、第8条の2に掲げるところによる。
 3 美術学部附属古美術研究施設事務室については、第8条の3に掲げるところによる。
 4 専門員は、取手校地における学務及び企画運営等に関する専門的事項を処理する。

5 庶務係においては、次の事務を分掌する。

(略)

6 会計係においては、次の事務を分掌する。

(略) <u>8</u> 教務係においては、次の事務を分掌する。 (略) <u>9</u> 教材係においては、次の事務を分掌する。 (略) <u>第7条の2</u> 取手校地美術学部事務室に総務係を置く。 (略) <u>第7条の3</u> 美術学部附属古美術研究施設事務室に専門職員（研究協力担当）を置き、施設の事務に関する専門的な事項を処理する。 (略) (音楽学部) <u>第8条</u> 音楽学部事務部に演奏企画室、音楽学部千住校地事務室、音楽学部附属音楽高等学校事務室、専門員（演奏企画担当）、専門員、庶務係、会計係及び教務係を置く。 <u>2</u> 演奏企画室については、<u>第8条の2</u>に掲げるところによる。 <u>3</u> 音楽学部千住校地事務室については、<u>第8条の3</u>に掲げるところによる。 <u>4</u> 音楽学部附属音楽高等学校事務室については、<u>第8条の4</u>に掲げるところによる。 (略) <u>第8条の2</u> 演奏企画室に演奏企画管理係及び演奏・楽器係を置く。 (略) <u>第8条の3</u> 音楽学部千住校地事務室に総務係を置く。 (略) <u>第8条の4</u> 音楽学部附属音楽高等学校事務室においては、次の事務を分掌する。 (略)	(略) <u>7</u> 教務係においては、次の事務を分掌する。 (略) <u>8</u> 教材係においては、次の事務を分掌する。 (略) <u>第8条の2</u> 取手校地美術学部事務室に総務係を置く。 (略) <u>第8条の3</u> 美術学部附属古美術研究施設事務室に専門職員（研究協力担当）を置き、施設の事務に関する専門的な事項を処理する。 (略) (音楽学部) <u>第9条</u> 音楽学部事務部に演奏企画室、音楽学部千住校地事務室、音楽学部附属音楽高等学校事務室、専門員（演奏企画担当）、専門員、庶務係、会計係及び教務係を置く。 <u>2</u> 演奏企画室については、<u>第9条の2</u>に掲げるところによる。 <u>3</u> 音楽学部千住校地事務室については、<u>第9条の3</u>に掲げるところによる。 <u>4</u> 音楽学部附属音楽高等学校事務室については、<u>第9条の4</u>に掲げるところによる。 (略) <u>第9条の2</u> 演奏企画室に演奏企画管理係及び演奏・楽器係を置く。 (略) <u>第9条の3</u> 音楽学部千住校地事務室に総務係を置く。 (略) <u>第9条の4</u> 音楽学部附属音楽高等学校事務室においては、次の事務を分掌する。 (略)
---	---

(大学院映像研究科)

第9条 大学院映像研究科事務部に専門員、専門職員(庶務担当)及び総務係を置く。

2 専門員は、大学院映像研究科の事務に関する専門的事項を処理する。

3 専門職員(庶務担当)は、次の事務を分掌する。

- (1) 研究科内事務の連絡調整及び他部局との連絡を行うこと。
- (2) 研究科所掌事務に関する文書類の処理に関すること。
- (3) 教授会その他の会議に関すること。
- (4) 研究科所属職員の任免、懲戒及び服務等の事務処理に関すること。
- (5) 研究科所属職員の出張研修、諸願届に関すること。
- (6) 科学研究、在外研究その他学術研究の手続に関すること。
- (7) 外国人教師等の招へい計画の手続に関すること。
- (8) 研究員の受入れに関すること。
- (9) 研究科所属職員の勤務時間の管理に関すること。
- (10) 研究科所属職員の扶養、通勤、住居等諸手当の手続に関すること。
- (11) 研究科所属職員の安全衛生に関すること。

(12) 研究科所属職員の共済組合(長期給付に関するものを除く。)に関すること。

(13) その他研究科の庶務に関すること。

4 総務係においては、次の事務を分掌する。

(1) 研究科内事務の連絡調整及び他部局との連絡を行うこと。

(2) 研究科予算に関すること。

(3) 所属物品の使用に関すること。

(4) 物品の借入に関すること。

(5) 契約に関すること。

(6) 旅費等の支払に関すること。

(7) 研究科所掌に係る諸収入の収納に関すること。

(8) 固定資産の監守及び使用に関すること。

(9) 補助金、寄附金及び受託事業の経理に関すること。

(10) 研究科における警備及び防災に関すること。

(11) 研究科における環境整備及び清掃に関すること。

(12) 教室並びに教材及び教具を整備すること。

(13) 一般募集による学生及び卒業生の海外留学に関する手続を行うこと。

(14) 教科課程並びに授業及び休業に関すること。

(15) 学籍簿に関すること。

(16) 学生の募集及び入学試験の実施に関すること。

(17) 学生の入学及び修了に関すること。

(18) 学生の休学、退学、再入学、転学、転科及び

(大学院映像研究科)

第10条 大学院映像研究科事務部に専門員及び総務係を置く。

2 専門員は、大学院映像研究科の事務に関する専門的事項を処理する。

3 総務係においては、次の事務を分掌する。

(1) 研究科内事務の連絡調整及び他部局との連絡を行うこと。

(2) 研究科所掌事務に関する文書類の処理に関すること。

(3) 教授会その他の会議に関すること。

(4) 研究科所属職員の任免、懲戒及び服務等の事務処理に関すること。

(5) 研究科所属職員の出張研修、諸願届に関すること。

(6) 科学研究、在外研究その他学術研究の手続に関すること。

(7) 外国人教師等の招へい計画の手続に関すること。

(8) 研究員の受入れに関すること。

(9) 研究科所属職員の勤務時間の管理に関すること。

(10) 研究科所属職員の扶養、通勤、住居等諸手当の手続に関すること。

(11) 研究科所属職員の安全衛生に関すること。

(12) 所属物品の使用に関すること。

(13) 研究科所属職員の共済組合(長期給付に関するものを除く。)に関すること。

(14) 一般募集による学生及び卒業生の海外留学に関する手続を行うこと。

(15) 研究科予算に関すること。

(16) 所属物品の使用に関すること。

(17) 物品の借入に関すること。

(18) 契約に関すること。

(19) 旅費等の支払に関すること。

(20) 研究科所掌に係る諸収入の収納に関すること。

(21) 固定資産の監守及び使用に関すること。

(22) 補助金、寄附金及び受託事業の経理に関すること。

(23) 研究科における警備及び防災に関すること。

(24) 研究科における環境整備及び清掃に関すること。

(25) 教科課程並びに授業及び休業に関すること。

(26) 学籍簿に関すること。

(27) 学生の募集及び入学試験の実施に関すること。

(28) 学生の入学及び修了に関すること。

(29) 学生の休学、退学、再入学、転学、転科及び

留学に関すること。 <u>(19) 学生の試験及び成績に関すること。</u> <u>(20) 学生の履修に関すること。</u> <u>(21) 学生の実習、見学及び研究の旅行に関すること。</u> <u>(22) 学生の保健及び生活に関し、指導と助言を与えること。</u> <u>(23) 奨学生の選考に関すること。</u> <u>(24) 入学料及び授業料の減免並びに徴収猶予の手続に関すること。</u> <u>(25) 学生の賞罰に関すること。</u> <u>(26) 研究科内における学生の秩序維持に関すること。</u> <u>(27) 学生の諸願届を処理し、及び諸証明書を発行すること。</u> <u>(28) 特別聴講学生、研究生、特別研究学生、国立大学等研究員、ティーチング・アシスタント及び外国人学生の取扱いに関すること。</u> <u>(29) その他研究科の専門員及び専門職員の所掌に属さないこと。</u> (略) (附属図書館) <u>第 10 条</u> 附属図書館事務部に総務係、資料受入係、図書情報係、資料サービス係及び情報サービス係を置く。 (略) (大学美術館) <u>第 11 条</u> 大学美術館事務部に管理係及び企画係を置く。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、平成20年 4 月15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。</u>	留学に関すること。 <u>(30) 学生の試験及び成績に関すること。</u> <u>(31) 教室並びに教材及び教具を整備すること。</u> <u>(32) 学生の履修に関すること。</u> <u>(33) 学生の実習、見学及び研究の旅行に関すること。</u> <u>(34) 学生の保健及び生活に関し、指導と助言を与えること。</u> <u>(35) 奨学生の選考に関すること。</u> <u>(36) 入学料及び授業料の減免並びに徴収猶予の手続に関すること。</u> <u>(37) 学生の賞罰に関すること。</u> <u>(38) 研究科内における学生の秩序維持に関すること。</u> <u>(39) 学生の諸願届を処理し、及び諸証明書を発行すること。</u> <u>(40) 特別聴講学生、研究生、特別研究学生、国立大学等研究員、ティーチング・アシスタント及び外国人学生の取扱いに関すること。</u> <u>(41) その他映像研究科に関すること。</u> (略) (附属図書館) <u>第 11 条</u> 附属図書館事務部に総務係、資料受入係、図書情報係、資料サービス係及び情報サービス係を置く。 (略) (大学美術館) <u>第 12 条</u> 大学美術館事務部に管理係及び企画係を置く。 (略)
--	--

○東京芸術大学理事室規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学理事室規則 (略) (組織) 第3条 理事室は、それぞれ次の表に掲げる室長及び室員で組織する。ただし、学長特命規則により別の定めがある場合については、この限りでない。	○東京芸術大学理事室規則 (略) (組織) 第3条 理事室は、それぞれ次の表に掲げる室長及び室員で組織する。ただし、学長特命規則により別の定めがある場合については、この限りでない。

理事室	室長	室員	理事室	室長	室員
教育推進室	理事 (教育担当)	イ 各学部教務委員会の委員長 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各4人 ハ 言語・音声トレーニングセンター長 ニ 留学生センター長 ホ 保健管理センター教員1人 ヘ <u>学生支援課</u> に所属する職員 ト その他学長が任命する者	教育推進室	理事 (教育担当)	イ 各学部教務委員会の委員長 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各4人 ハ 言語・音声トレーニングセンター長 ニ 留学生センター長 ホ 保健管理センター教員1人 ヘ <u>学生課及び入試・学務課</u> に所属する職員 ト その他学長が任命する者
学生支援室		イ 各学部学生生活委員会の委員長及び副委員長並びに各学部の専門学科留学生担当教員 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各1人 ハ 留学生センター長 ニ 保健管理センター教員1人 ホ <u>学生支援課</u> に所属する職員 ヘ その他学長が任命する者	学生支援室		イ 各学部学生生活委員会の委員長及び副委員長並びに各学部の専門学科留学生担当教員 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各1人 ハ 留学生センター長 ニ 保健管理センター教員1人 ホ <u>学生課及び入試・学務課</u> に所属する職員 ヘ その他学長が任命する者

(略)

(略)

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

理事室	理事室の任務	庶務担当
教育推進室	1. 教養教育部会 ・教養教育に関すること 2. FD対策部会 ・授業内容、方法等の改善・向上に関すること 3. 大学院部会 ・大学院教育に関すること 4. その他 ・教育内容等に関すること ・教育の実施体制に関すること ・専門教育（実技、発表会等）に関すること ・入学試験に関すること ・附属音楽高等学校との連携（教育面）に関すること ・生涯教育（公開講座等）に関すること ・教育推進に係る各部局等との連絡調整に関すること	<u>学生支援課</u>
学生支援室	1. 全学学生支援部会 ・学生の就職指導に関すること ・芸術祭、四芸祭及びクラブサークル等の課外活動支援に関すること	

別表（第2条関係）

理事室	理事室の任務	庶務担当
教育推進室	1. 教養教育部会 ・教養教育に関すること 2. FD対策部会 ・授業内容、方法等の改善・向上に関すること 3. 大学院部会 ・大学院教育に関すること 4. その他 ・教育内容等に関すること ・教育の実施体制に関すること ・専門教育（実技、発表会等）に関すること ・入学試験に関すること ・附属音楽高等学校との連携（教育面）に関すること ・生涯教育（公開講座等）に関すること ・教育推進に係る各部局等との連絡調整に関すること	<u>入試・学務課</u>
学生支援室	1. 全学学生支援部会 ・学生の就職指導に関すること ・芸術祭、四芸祭及びクラブサークル等の課外活動支援に関すること	<u>学生課</u>

	・学生寮の管理運営に関すること ・学生の厚生施設（学生会館、学生食堂、体育館等）の管理運営に関すること ・奨学金及び入学料免除、授業料免除に関すること ・学生の傷害保険に関すること ・附属音楽高等学校との連携（福利厚生面）に関すること 2. 留学生部会 ・留学生の受入れ、派遣に関すること ・留学生の修学及び生活全般支援に関すること ・留学生の奨学金に関すること ・国際交流会館の管理運営に関すること 3. その他 ・学生支援に係る各部局等との連絡調整に関すること			・学生寮の管理運営に関すること ・学生の厚生施設（学生会館、学生食堂、体育館等）の管理運営に関すること ・奨学金及び入学料免除、授業料免除に関すること ・学生の傷害保険に関すること ・附属音楽高等学校との連携（福利厚生面）に関すること 2. 留学生部会 ・留学生の受入れ、派遣に関すること ・留学生の修学及び生活全般支援に関すること ・留学生の奨学金に関すること ・国際交流会館の管理運営に関すること 3. その他 ・学生支援に係る各部局等との連絡調整に関すること		
研究推進室	・研究推進に係る基本方針の策定に関すること ・研究推進体制の整備に関すること ・知的財産に関すること ・競争的な研究資金に関すること ・国内研究機関との研究協力に関すること ・学長の諮問に応じ、本学の役職員の発明等に係る権利の帰属等に関し審議すること ・研究推進に係る各部局等との連絡調整に関すること	社会連携推進課		研究推進室	・研究推進に係る基本方針の策定に関すること ・研究推進体制の整備に関すること ・知的財産に関すること ・競争的な研究資金に関すること ・国内研究機関との研究協力に関すること ・学長の諮問に応じ、本学の役職員の発明等に係る権利の帰属等に関し審議すること ・研究推進に係る各部局等との連絡調整に関すること	学外連携・研究協力課
国際交流室	・国際交流に係る基本方針等の策定に関すること ・国際交流体制の整備に関すること ・国際研究交流に関すること ・東京芸術大学芸術国際交流基金に係る運用の基本方針、助成事業の採否及び助成額等について審議すること ・芸術国際交流協定の締結に関し審議すること ・国際交流に係る各部局等との連絡調整に関すること			国際交流室	・国際交流に係る基本方針等の策定に関すること ・国際交流体制の整備に関すること ・国際研究交流に関すること ・東京芸術大学芸術国際交流基金に係る運用の基本方針、助成事業の採否及び助成額等について審議すること ・芸術国際交流協定の締結に関し審議すること ・国際交流に係る各部局等との連絡調整に関すること	
広報室	・広報に係る基本方針等の策定に関すること ・ホームページの管理運営に関すること ・「藝大通信」、「大学概要」等の広報誌の発行に関すること ・情報公開に関すること ・本学訪問者への対応に関すること ・広報に係る各部局等との連絡調整に関すること	総務課		広報室	・広報に係る基本方針等の策定に関すること ・ホームページの管理運営に関すること ・「藝大通信」、「大学概要」等の広報誌の発行に関すること ・情報公開に関すること ・本学訪問者への対応に関すること ・広報に係る各部局等との連絡調整に関すること	総務課参事役付企画評価・広報室
出版局	・研究成果等の出版に関すること ・教育用図書の出版に関すること ・大学年史の編集・出版に関すること ・出版に係る各部局等との連絡調整に関すること			出版局	・研究成果等の出版に関すること ・教育用図書の出版に関すること ・大学年史の編集・出版に関すること ・出版に係る各部局等との連絡調整に関すること	

(略)		(略)	
企画・評価室	・中期目標・中期計画及び年度計画の取りまとめに関すること ・自己点検評価に関すること ・国立大学法人評価委員会が実施する中期目標・中期計画期間終了時及び年度計画終了時の自己評価に関すること ・認証評価機関が実施する認証評価に係る自己評価に関すること ・教員総覧の作成・公表に関すること ・企画・評価に係る各部局等との連絡調整に関すること	企画・評価室	・中期目標・中期計画及び年度計画の取りまとめに関すること ・自己点検評価に関すること ・国立大学法人評価委員会が実施する中期目標・中期計画期間終了時及び年度計画終了時の自己評価に関すること ・認証評価機関が実施する認証評価に係る自己評価に関すること ・教員総覧の作成・公表に関すること ・企画・評価に係る各部局等との連絡調整に関すること
(略)		(略)	

○東京芸術大学監査室規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学監査室規則 (略) (組織) 第3条 監査室に、室長及び室員を置く。 2 室長は、<u>総務課企画評価・広報室長</u>をもって充てる。 3 室員は、次の各号に掲げる職員を兼務させるものとする。 (1) 総務課課長補佐 (2) 会計課課長補佐 (3) 総務課総務係長 (4) 会計課総務係長 (略) 附 則 <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学監査室規則 (略) (組織) 第3条 監査室に、室長及び室員を置く。 2 室長は、<u>総務課参事役</u>をもって充てる。 3 室員は、次の各号に掲げる職員を兼務させるものとする。 (1) 総務課課長補佐 (2) 会計課課長補佐 (3) 総務課総務係長 (4) 会計課総務係長 (略)

○東京芸術大学公開講座規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学公開講座規則 (略) (事務) 第9条 公開講座の事務は、当該部局等の事務部で行い、総括事務は、<u>学生支援課</u>で行う。	○東京芸術大学公開講座規則 (略) (事務) 第9条 公開講座の事務は、当該部局等の事務部で行い、総括事務は、<u>学生課</u>で行う。

(略)

(略)

附 則

この規則は、平成20年 4月15日から施行し、平成
20年 4月 1 日から適用する。

○東京芸術大学学生生活通則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学学生生活通則 (略) (住居) 第 7 条 学生は、入学時にその住居を<u>学生支援課</u>及び 学部等の教務担当係に届け出なければならない。 (略) (団体・集会・掲示等) 第 1 0 条 学生又は学内団体は、次の場合、所定の 届け書に必要事項を記入し、<u>学生支援課</u>を経て副 学長（教育担当）に提出しなければならない。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年 4月15日から施行し、平成 20年 4月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学学生生活通則 (略) (住居) 第 7 条 学生は、入学時にその住居を<u>入試・学務課</u>及 び学部等の教務担当係に届け出なければならない。 (略) (団体・集会・掲示等) 第 1 0 条 学生又は学内団体は、次の場合、所定の 届け書に必要事項を記入し、<u>学生課</u>を経て副学長 （教育担当）に提出しなければならない。 (略)

○東京芸術大学奨学金規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学奨学金規則 (略) 第 8 条 この奨学金の事務は<u>学生支援課</u>において処 理する。 (略) <u>附 則</u> <u>平成20年 4月15日から施行し、平成20年 4月 1 日 から適用する。</u>	○東京芸術大学奨学金規則 (略) 第 8 条 この奨学金の事務は<u>学生課</u>において処理する。 (略)

○東京芸術大学返還免除奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学返還免除奨学生選考委員会規則 (略) (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 副学長（教育担当） (3) 副学長（研究担当） (4) 各研究科長 (5) 各学部の学生生活委員長 (6) <u>学生支援課長</u> (7) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者 (略) (庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学返還免除奨学生選考委員会規則 (略) (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 副学長（教育担当） (3) 副学長（研究担当） (4) 各研究科長 (5) 各学部の学生生活委員長 (6) <u>学生課長</u> (7) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者 (略) (庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)

○東京芸術大学寮規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学寮規則 (略) 第4条 寮に寮主事を置き、<u>学生支援課長</u>をもって充てる。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学寮規則 (略) 第4条 寮に寮主事を置き、<u>学生課長</u>をもって充てる。 (略)

○東京芸術大学大学会館規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学大学会館規則 (略) (管理運営責任者等) 第3条 会館に、館長、主事、館員を置く。 2 館長は、副学長（教育担当）をもって充て、学長の命を受け、会館の管理運営責任者として会館の事務を掌理する。 3 主事は、<u>学生支援課長</u>をもって充て、上司の命を受け、会館の事務を処理する。 4 館員は、<u>学生支援課</u>の職員をもって充て、上司の命を受け、会館の事務に従事する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学大学会館規則 (略) (管理運営責任者等) 第3条 会館に、館長、主事、館員を置く。 2 館長は、副学長（教育担当）をもって充て、学長の命を受け、会館の管理運営責任者として会館の事務を掌理する。 3 主事は、<u>学生課長</u>をもって充て、上司の命を受け、会館の事務を処理する。 4 館員は、<u>学生課</u>の職員をもって充て、上司の命を受け、会館の事務に従事する。 (略)

○東京芸術大学体育館使用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学体育館使用規則 (略) (使用手続き及び許可) 第5条 前条第1号及び第2号に規定する目的のために体育館を使用しようとする者は、所定期日までに体育館使用計画書を<u>学生支援課</u>へ提出し、副学長（教育担当）の許可を受けなければならない。 2 前条第3号及び第4号に規定する目的のために体育館を使用しようとする者は、使用する3日前までに体育館使用願を<u>学生支援課</u>に提出し、副学長（教育担当）の許可を受けなければならない。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学体育館使用規則 (略) (使用手続き及び許可) 第5条 前条第1号及び第2号に規定する目的のために体育館を使用しようとする者は、所定期日までに体育館使用計画書を<u>学生課</u>へ提出し、副学長（教育担当）の許可を受けなければならない。 2 前条第3号及び第4号に規定する目的のために体育館を使用しようとする者は、使用する3日前までに体育館使用願を<u>学生課</u>に提出し、副学長（教育担当）の許可を受けなければならない。 (略)

○東京芸術大学那須高原研修施設規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学那須高原研修施設規則 (略) (管理運営責任者等) 第 3 条 研修施設に、施設長、主事及びその他の職員を置く。 2 施設長は、副学長（教育担当）をもって充て、学長の命を受け、研修施設の管理運営を行う。 3 主事は、<u>学生支援課長</u>をもって充て、上司の命を受け、研修施設の事務を処理する。 4 職員は、<u>学生支援課</u>の職員をもって充て、上司の命を受け、研修施設の事務に従事する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学那須高原研修施設規則 (略) (管理運営責任者等) 第 3 条 研修施設に、施設長、主事及びその他の職員を置く。 2 施設長は、副学長（教育担当）をもって充て、学長の命を受け、研修施設の管理運営を行う。 3 主事は、<u>学生課長</u>をもって充て、上司の命を受け、研修施設の事務を処理する。 4 職員は、<u>学生課</u>の職員をもって充て、上司の命を受け、研修施設の事務に従事する。 (略)

○東京芸術大学那須高原研修施設使用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学那須高原研修施設使用規則 (略) (使用申込み) 第 4 条 研修施設を使用しようとする者は、使用開始日の 1 か月前までに使用願を<u>学生支援課</u>に提出するものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学那須高原研修施設使用規則 (略) (使用申込み) 第 4 条 研修施設を使用しようとする者は、使用開始日の 1 か月前までに使用願を<u>学生課</u>に提出するものとする。 (略)

○東京芸術大学国際交流会館規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学国際交流会館規則 (略)	○東京芸術大学国際交流会館規則 (略)

(事務) 第16条 会館に関する事務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	(事務) 第16条 会館に関する事務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)
---	--

○東京芸術大学文書処理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学文書処理規則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u> 別表 文書の記号 ◎芸術総 第 号 (事務局総務課) ◎芸術連 第 号 (事務局社会連携推進課) ◎芸術会 第 号 (事務局会計課) ◎芸術学 第 号 (事務局学生支援課) (略) 補助簿の記号 ◎芸 総 第 号 (事務局総務課) ◎芸 連 第 号 (事務局社会連携推進課) ◎芸 会 第 号 (事務局会計課) ◎芸 学 第 号 (事務局学生支援課) (略) <u>別紙様式第4号</u> <u>文書受領簿様式中の配布部局名「学生課」、「入試・学務課」を、「学生支援課」に統合する。</u>	○東京芸術大学文書処理規則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u> 別表 文書の記号 ◎芸術総 第 号 (事務局総務課) ◎芸術連 第 号 (事務局社会連携推進課) ◎芸術会 第 号 (事務局会計課) ◎芸術学 第 号 (事務局学生課) ◎芸術入 第 号 (事務局入試・学務課) (略) 補助簿の記号 ◎芸 総 第 号 (事務局総務課) ◎芸 連 第 号 (事務局社会連携推進課) ◎芸 会 第 号 (事務局会計課) ◎芸 学 第 号 (事務局学生課) ◎芸 入 第 号 (事務局入試・学務課) (略)

○東京芸術大学個人情報管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新				旧			
○東京芸術大学個人情報管理規則				○東京芸術大学個人情報管理規則			
(略)				(略)			
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年 4 月15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。</u>							
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
部局等		保護管理者		保護担当者			
事務局	(略)			(略)			
	学生支援課	学生支援課長	総務係長	学生課	学生支援課長	総務係長	
				入試・学務課	入試・学務課長	入学試験係長	
(略)				(略)			
保健管理センター		学生支援課長	総務係長	保健管理センター		学生課長	総務係長
(略)				(略)			
(略)				(略)			

○東京芸術大学公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新					旧				
○東京芸術大学公印規則 (略)					○東京芸術大学公印規則 (略)				
附 則 この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。									
別表					別表				
部 局	公印の種類	公印の寸法（単位はミリメートル平方）	公印管守者	公印管守担当者	部 局	公印の種類	公印の寸法（単位はミリメートル平方）	公印管守者	公印管守担当者
事務局	(略)				事務局	(略)			
	学生支援課長の印	2 0	学生支援課長	課長補佐		学生課長の印 学生課長の印（日本学生支援機構用）	2 0 1 8	学生課長	課長補佐
(略)					(略)				
美術学部	(略)	(略)	事務長	庶務係長	美術学部	(略)	(略)	事務長	事務長補佐
	(略)					(略)			
	附属写真センターの印	2 5	事務長	庶務係長		附属写真センターの印	2 5	事務長	事務長補佐

	附属写真センター長の印	2 3		
音 楽 学 部	(略)	(略)	事務長	庶務係長
(略)				
保 健 管 理 セ ン ター	保健管理センターの印	2 5	学生支援課長	課長補佐
	保健管理センター所長の印	2 3		
言語・音声トレーニングセンター	言語・音声トレーニングセンターの印	2 5	音楽学部事務長	音楽学部庶務係長
	言語・音声トレーニングセンター長の印	2 3		
(略)				

	附属写真センター長の印	2 3		
音 楽 学 部	(略)	(略)	事務長	事務長補佐
(略)				
保 健 管 理 セ ン ター	保健管理センターの印	2 5	学生課長	課長補佐
	保健管理センター所長の印	2 3		
言語・音声トレーニングセンター	言語・音声トレーニングセンターの印	2 5	音楽学部事務長	音楽学部事務長補佐
	言語・音声トレーニングセンター長の印	2 3		
(略)				

○東京芸術大学経理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新				旧			
○東京芸術大学経理規則 (略)				○東京芸術大学経理規則 (略)			
附 則 この規則は、平成20年 4 月15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。							
別表 出納責任者（第9条第1項関係）				別表 出納責任者（第9条第1項関係）			
設置する部局	出納責任者の職名	出納責任者代理の職名	業務の範囲	設置する部局	出納責任者の職名	出納責任者代理の職名	業務の範囲
事務局	(略)			事務局	(略)		
	社会連携推進課 社会連携推進係長	社会連携推進課課長補佐	現金・預金の 出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理		事務局参事役	社会連携推進課課長補佐	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理
					事務局専門員		現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理
					社会連携推進課 社会連携推進係長		現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理
	学生支援課総務係長	学生支援課 課長補佐	現金・預金の 出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領		学生課総務係長	学生課課長 補佐	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領
	学生支援課留学生係長				学生課留学生係長		
	学生支援課課外支				学生課学生支援係		

	援係長		収印の管理		長		収印の管理
	学生支援課奨学係長				学生課奨学係長		
	学生支援課学務係長				入試・学務課学務係長	入試・学務課長	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理
美術学部	会計係長	事務長	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理	美術学部	会計係長	事務長補佐	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理
音楽学部	会計係長	事務長	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理	音楽学部	会計係長	事務長補佐	現金・預金の出納管理 領収書の管理 及び発行 出納責任者領収印の管理
(略)				(略)			

○東京芸術大学財務会計事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新

旧

○東京芸術大学財務会計事務の委任に関する規則

(略)

別表第1（第2条第1項関係）

権限事項		内容	受任者	決裁権限 の委譲の 可否	決裁者
契約事 務の委 任	契約 事務	(略)			
		入札実 施者	会計課 長	否	—
		(略)			

(略)

別表第6（第5条第1項関係）

権限事項		内容	権限者	決裁権限 の委譲の 可否	決裁者
資産 管理 事務 の委 任	固定 資産 業務	重要財産の 取得の決裁	資産管 理責任 者	否	—
		動産等の移 管	資産管 理責任 者	可	会計 課長
		重要財産の 処分の決裁	資産管 理責任 者	否	—
		動産等の処 分の決裁	資産管 理責任 者	否	—
		不動産の破 損、滅失報 告書の作成	資産管 理責任 者	否	—
		動産等の破 損、滅失報 告書の作成	資産管 理責任 者	否	—
		土地・建物 の貸付（期 間が長期の もの）に関 する決裁	資産管 理責任 者	可	会計 課長
		土地・建物 の貸付（期 間が短期の もの）に関	資産管 理責任 者	可	会計 課長

○東京芸術大学財務会計事務の委任に関する規則

(略)

別表第1（第2条第1項関係）

権限事項		内容	受任者	決裁権限 の委譲の 可否	決裁者
契約事 務の委 任	契約 事務	(略)			
		入札実 施者	契約管 理業務 担当 参事役	否	—
		(略)			

(略)

別表第6（第5条第1項関係）

権限事項		内容	権限者	決裁権限 の委譲の 可否	決裁者
資産 管理 事務 の委 任	固定 資産 業務	重要財産の 取得の決裁	資産管 理責任 者	否	—
		動産等の移 管	資産管 理責任 者	可	契約管 理業務 担当参 事役
		重要財産の 処分の決裁	資産管 理責任 者	否	—
		動産等の処 分の決裁	資産管 理責任 者	否	—
		不動産の破 損、滅失報 告書の作成	資産管 理責任 者	否	—
		動産等の破 損、滅失報 告書の作成	資産管 理責任 者	否	—
		土地・建物 の貸付（期 間が長期の もの）に関 する決裁	資産管 理責任 者	可	契約管 理業務 担当参 事役
		土地・建物 の貸付（期 間が短期の もの）に関	資産管 理責任 者	可	契約管 理業務 担当参 事役

する決裁			
土地・建物の借入れに関する決裁	資産管理責任者	否	—
動産等の貸付・贈与	資産管理責任者	否	—
各種保険の付保に関する決裁	資産管理責任者	可	会計課長
不動産等の登記	資産管理責任者	可	会計課長
登記済証の保管	資産管理責任者	可	会計課長
敷地境界立会い	資産管理責任者	可	会計課長
宿舍の貸与	資産管理責任者	可	会計課長
外国人教師借上施設の貸与	資産管理責任者	可	会計課長

(略)

別紙様式 2 (記載例)

(略)	決裁者	
	事務局	部局
	会計課課長補佐	事務長
	会計課課長補佐	事務長

(略)

附 則

この規則は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

する決裁			
土地・建物の借入れに関する決裁	資産管理責任者	否	—
動産等の貸付・贈与	資産管理責任者	否	—
各種保険の付保に関する決裁	資産管理責任者	可	契約管理業務担当参事役
不動産等の登記	資産管理責任者	可	契約管理業務担当参事役
登記済証の保管	資産管理責任者	可	契約管理業務担当参事役
敷地境界立会い	資産管理責任者	可	契約管理業務担当参事役
宿舍の貸与	資産管理責任者	可	契約管理業務担当参事役
外国人教師借上施設の貸与	資産管理責任者	可	契約管理業務担当参事役

(略)

別紙様式 2 (記載例)

(略)	決裁者	
	事務局	部局
	契約管理業務担当参事役	事務長
	契約管理業務担当参事役	事務長

(略)

○東京芸術大学科学研究費補助金等経理事務取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学科学研究費補助金等経理事務取扱規則 (略) (補助金等の経理事務) 第4条 経理責任者は、研究者の所属する部局（以下「当該部局」という。）の事務長（事務局においては<u>会計課課長補佐</u>。）に補助金等の経理事務を執行させるものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学科学研究費補助金等経理事務取扱規則 (略) (補助金等の経理事務) 第4条 経理責任者は、研究者の所属する部局（以下「当該部局」という。）の事務長（事務局においては<u>会計課参事役</u>。）に補助金等の経理事務を執行させるものとする。 (略)

○東京芸術大学保健管理センター規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学保健管理センター規則 (略) (庶務) 第7条 保健管理センターに関する事務は、<u>学生支援課</u>で行う。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学保健管理センター規則 (略) (庶務) 第7条 保健管理センターに関する事務は、<u>学生課</u>で行う。 (略)

○東京芸術大学保健管理委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学保健管理委員会規則 (略) (庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学保健管理委員会規則 (略) (庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)

○東京芸術大学保健管理センター運営委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学保健管理センター運営委員会規則 (略) (庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。</u>	○東京芸術大学保健管理センター運営委員会規則 (略) (庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)

○東京芸術大学保健管理センター点検・評価委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学保健管理センター点検・評価委員会規則 (略) (庶務) 第 7 条 委員会の庶務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u>	○東京芸術大学保健管理センター点検・評価委員会規則 (略) (庶務) 第 7 条 委員会の庶務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

○東京芸術大学防災管理内規の一部を改正する内規 新旧対照表

新	旧																																																																																								
○東京芸術大学防災管理内規	○東京芸術大学防災管理内規																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
附 則																																																																																									
この内規は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。																																																																																									
(略)	(略)																																																																																								
(防災対策連絡会)	(防災対策連絡会)																																																																																								
第13条 委員会に防災対策連絡会（以下「連絡会という。」）を置き、事務局長、各課長、各参事役、各事務長、各課長補佐、各事務長補佐及び防火管理者をもって組織する。	第13条 委員会に防災対策連絡会（以下「連絡会という。」）を置き、事務局長、入学主幹、各課長、各参事役、各事務長、各課長補佐、各事務長補佐及び防火管理者をもって組織する。																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
別表第2（第6条、第8条関係）	別表第2（第6条、第8条関係）																																																																																								
防火管理者及び防火管理担当者	防火管理者及び防火管理担当者																																																																																								
<table><tr><td>防災管理区域</td><td>部局名</td><td>防火管理者</td><td>防火管理担当者</td></tr><tr><td rowspan="3">上野地区</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>保健管理センター</td><td>学生支援課長</td><td>総務係長</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>上石神井地区</td><td>事務局（石神井寮）</td><td>学生支援課長</td><td>石神井寮消防計画により指名された者</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>那須地区</td><td>那須高原研修施設</td><td>(学生支援課長)</td><td>(総務係長)</td></tr><tr><td rowspan="3">取手地区</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>事務局</td><td>学生支援課長</td><td>課外支援係長 総務係長</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>松戸地区</td><td>国際交流会</td><td>学生支援課長</td><td>留学生係長</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	防災管理区域	部局名	防火管理者	防火管理担当者	上野地区	(略)			保健管理センター	学生支援課長	総務係長	(略)			上石神井地区	事務局（石神井寮）	学生支援課長	石神井寮消防計画により指名された者	(略)				那須地区	那須高原研修施設	(学生支援課長)	(総務係長)	取手地区	(略)			事務局	学生支援課長	課外支援係長 総務係長	(略)			松戸地区	国際交流会	学生支援課長	留学生係長	(略)				<table><tr><td>防災管理区域</td><td>部局名</td><td>防火管理者</td><td>防火管理担当者</td></tr><tr><td rowspan="3">上野地区</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>保健管理センター</td><td>学生課長</td><td>総務係長</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>上石神井地区</td><td>事務局（石神井寮）</td><td>学生課長</td><td>石神井寮消防計画により指名された者</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>那須地区</td><td>那須高原研修施設</td><td>(学生課長)</td><td>(総務係長)</td></tr><tr><td rowspan="3">取手地区</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>事務局</td><td>学生課長</td><td>学生支援係長 総務係長</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>松戸地区</td><td>国際交流会</td><td>学生課長</td><td>留学生係長</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	防災管理区域	部局名	防火管理者	防火管理担当者	上野地区	(略)			保健管理センター	学生課長	総務係長	(略)			上石神井地区	事務局（石神井寮）	学生課長	石神井寮消防計画により指名された者	(略)				那須地区	那須高原研修施設	(学生課長)	(総務係長)	取手地区	(略)			事務局	学生課長	学生支援係長 総務係長	(略)			松戸地区	国際交流会	学生課長	留学生係長	(略)			
防災管理区域	部局名	防火管理者	防火管理担当者																																																																																						
上野地区	(略)																																																																																								
	保健管理センター	学生支援課長	総務係長																																																																																						
	(略)																																																																																								
上石神井地区	事務局（石神井寮）	学生支援課長	石神井寮消防計画により指名された者																																																																																						
(略)																																																																																									
那須地区	那須高原研修施設	(学生支援課長)	(総務係長)																																																																																						
取手地区	(略)																																																																																								
	事務局	学生支援課長	課外支援係長 総務係長																																																																																						
	(略)																																																																																								
松戸地区	国際交流会	学生支援課長	留学生係長																																																																																						
(略)																																																																																									
防災管理区域	部局名	防火管理者	防火管理担当者																																																																																						
上野地区	(略)																																																																																								
	保健管理センター	学生課長	総務係長																																																																																						
	(略)																																																																																								
上石神井地区	事務局（石神井寮）	学生課長	石神井寮消防計画により指名された者																																																																																						
(略)																																																																																									
那須地区	那須高原研修施設	(学生課長)	(総務係長)																																																																																						
取手地区	(略)																																																																																								
	事務局	学生課長	学生支援係長 総務係長																																																																																						
	(略)																																																																																								
松戸地区	国際交流会	学生課長	留学生係長																																																																																						
(略)																																																																																									

○東京芸術大学留学生センター設置要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学留学生センター設置要項 (略) (趣旨) 第1 学生支援課に、留学生の修学・生活指導に関する業務を行う等のため、留学生センター（以下「センター」という。）を置く。 (略) (庶務) 第5 センターの事務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学留学生センター設置要項 (略) (趣旨) 第1 学生課に、留学生の修学・生活指導に関する業務を行う等のため、留学生センター（以下「センター」という。）を置く。 (略) (庶務) 第5 センターの事務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)

○東京芸術大学外国人留学生地域交流要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学外国人留学生地域交流要項 (略) (庶務) 第7 この要項の庶務は、<u>学生支援課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学外国人留学生地域交流要項 (略) (庶務) 第7 この要項の庶務は、<u>学生課</u>において処理する。 (略)

○東京芸術大学学生相談室要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学学生相談室要項 (略) (趣旨) 第 1 学生支援課に、修学その他学生生活に関する学生相談業務を行うため、学生相談室を置く。 (略) (事務) 第 6 学生相談室の事務は、<u>学生支援課</u>が処理する。 (略) 附 則 <u>この要項は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学学生相談室要項 (略) (趣旨) 第 1 学生課に、修学その他学生生活に関する学生相談業務を行うため、学生相談室を置く。 (略) (事務) 第 6 学生相談室の事務は、<u>学生課</u>が処理する。 (略)

○東京芸術大学国内出張事務の取扱いについての一部を改正する裁定 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学国内出張事務の取扱いについて (略) 附 則 <u>この裁定は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。</u> (略) 別紙様式 1－1 <u>「旅行命令・依頼伺」様式中の部局長名「主幹」を、削除する。</u>	○東京芸術大学国内出張事務の取扱いについて (略)

○東京芸術大学海外渡航事務の取扱いについての一部を改正する裁定 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学海外渡航事務の取扱いについて (略) 附 則 <u>この裁定は、平成20年 4 月 15 日から施行し、平成</u>	○東京芸術大学海外渡航事務の取扱いについて (略)

20年 4月 1 日から適用する。

(略)

別紙様式 1－1

「旅行命令・依頼伺」様式中の部局長名「主幹」を、
削除する。

○東京芸術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項 (略) 5 報告 (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、<u>学生支援課</u>に報告するものとする。 (2) 各学部及び研究科は、授業料等を不徴収とした外国人留学生の実績を毎年 3 月 31 日までに別紙様式により <u>学生支援課</u>に報告するものとする。 (略) 7 事務処理 このことに係る事務は、<u>学生支援課</u>で処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年 4月15日から施行し、平成20年 4月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項 (略) 5 報告 (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、<u>入試・学務課</u>に報告するものとする。 (2) 各学部及び研究科は、授業料等を不徴収とした外国人留学生の実績を毎年 3 月 31 日までに別紙様式により <u>入試・学務課</u>に報告するものとする。 (略) 7 事務処理 このことに係る事務は、<u>入試・学務課</u>で処理する。 (略)

○東京芸術大学における大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学における大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項 (略) 5 報告 (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、<u>学生支援課</u>に	○東京芸術大学における大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項 (略) 5 報告 (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、<u>入試・学務課</u>に

報告するものとする。 (2) 各学部及び研究科は、授業料を不徴収とした特別聴講学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により<u>学生支援課</u>に報告するものとする。 (略) 7 事務処理 このことに係る事務は、<u>学生支援課</u>で処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	に報告するものとする。 (2) 各学部及び研究科は、授業料を不徴収とした特別聴講学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により<u>入試・学務課</u>に報告するものとする。 (略) 7 事務処理 このことに係る事務は、<u>入試・学務課</u>で処理する。 (略)
---	---

○東京芸術大学における大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項の一部を改正する要項
新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学における大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項 (略) 5 報告 (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、<u>学生支援課</u>に報告するものとする。 (2) 各学部及び研究科は、授業料を不徴収とした特別研究学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により<u>学生支援課</u>に報告するものとする。 (略) 7 事務処理 このことに係る事務は、<u>学生支援課</u>で処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学における大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項 (略) 5 報告 (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、<u>入試・学務課</u>に報告するものとする。 (2) 各学部及び研究科は、授業料を不徴収とした特別研究学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により<u>入試・学務課</u>に報告するものとする。 (略) 7 事務処理 このことに係る事務は、<u>入試・学務課</u>で処理する。 (略)

○東京芸術大学科学研究費補助金等の資金立替取扱要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学科学研究費補助金等の資金立替取扱要項	○東京芸術大学科学研究費補助金等の資金立替取扱要項

(略) 第4条 「研究代表者等」は、資金立替申請依頼書（別記様式1）を所属する部局の事務長（事務局においては<u>会計課課長補佐</u>。以下「事務長等」という。）に提出するものとする。 (略) 附 則 <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	(略) 第4条 「研究代表者等」は、資金立替申請依頼書（別記様式1）を所属する部局の事務長（事務局においては<u>参事役</u>。以下「事務長等」という。）に提出するものとする。 (略)
--	--

○東京芸術大学動産等管理要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧																																									
○東京芸術大学動産等管理要項 (略) 附 則 <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u> 別表 1 使用責任者及び補助者（固定資産） <table border="1"> <tr> <th>使用責任者</th><th>使用責任者補助者</th></tr> <tr> <td rowspan="5">事務局長</td><td>総務課長</td></tr> <tr> <td>社会連携推進課長</td></tr> <tr> <td>会計課長</td></tr> <tr> <td>施設課長</td></tr> <tr> <td><u>学生支援課長</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>保健管理センター長</td><td><u>学生支援課長</u>（保健管理）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>那須研修施設長</td><td><u>学生支援課長</u>（那須研）</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>国際交流会館長</td><td><u>学生支援課長</u>（国際交流会館）</td></tr> </table>	使用責任者	使用責任者補助者	事務局長	総務課長	社会連携推進課長	会計課長	施設課長	<u>学生支援課長</u>	(略)		保健管理センター長	<u>学生支援課長</u> （保健管理）	(略)		那須研修施設長	<u>学生支援課長</u> （那須研）			国際交流会館長	<u>学生支援課長</u> （国際交流会館）	○東京芸術大学動産等管理要項 (略) 別表 1 使用責任者及び補助者（固定資産） <table border="1"> <tr> <th>使用責任者</th><th>使用責任者補助者</th></tr> <tr> <td rowspan="6">事務局長</td><td>総務課長</td></tr> <tr> <td>社会連携推進課長</td></tr> <tr> <td>会計課長</td></tr> <tr> <td>施設課長</td></tr> <tr> <td><u>学生課長</u></td></tr> <tr> <td><u>入試・学務課長</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>保健管理センター長</td><td><u>学生課長</u>（保健管理）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>那須研修施設長</td><td><u>学生課長</u>（那須研）</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>国際交流会館長</td><td><u>学生課長</u>（国際交流会館）</td></tr> </table>	使用責任者	使用責任者補助者	事務局長	総務課長	社会連携推進課長	会計課長	施設課長	<u>学生課長</u>	<u>入試・学務課長</u>	(略)		保健管理センター長	<u>学生課長</u> （保健管理）	(略)		那須研修施設長	<u>学生課長</u> （那須研）			国際交流会館長	<u>学生課長</u> （国際交流会館）
使用責任者	使用責任者補助者																																									
事務局長	総務課長																																									
	社会連携推進課長																																									
	会計課長																																									
	施設課長																																									
	<u>学生支援課長</u>																																									
(略)																																										
保健管理センター長	<u>学生支援課長</u> （保健管理）																																									
(略)																																										
那須研修施設長	<u>学生支援課長</u> （那須研）																																									
国際交流会館長	<u>学生支援課長</u> （国際交流会館）																																									
使用責任者	使用責任者補助者																																									
事務局長	総務課長																																									
	社会連携推進課長																																									
	会計課長																																									
	施設課長																																									
	<u>学生課長</u>																																									
	<u>入試・学務課長</u>																																									
(略)																																										
保健管理センター長	<u>学生課長</u> （保健管理）																																									
(略)																																										
那須研修施設長	<u>学生課長</u> （那須研）																																									
国際交流会館長	<u>学生課長</u> （国際交流会館）																																									

○東京芸術大学債権管理事務取扱要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新					旧				
○東京芸術大学債権管理事務取扱要項 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>					○東京芸術大学債権管理事務取扱要項 (略)				
別表1 (第6条関係)					別表1 (第6条関係)				
債権の種類	収納区分	債権の内容	債権管理の要否	通知義務者	債権の種類	収納区分	債権の内容	債権管理の要否	通知義務者
(略)					(略)				
講習料	前納	公開講座	要	学生支援課長	講習料	前納	公開講座	要	学生課長
(略)					(略)				
不要物品等売払代	前納又は後納	不要物品売り払い 刊行物売り払い	要(後納の場合)	会計課長	不要物品等売払代	前納又は後納	不要物品売り払い 刊行物売り払い	要(後納の場合)	参事役
寄宿舎料	後納	石神井寮	要	学生支援課長	寄宿舎料	後納	石神井寮	要	学生課長
		国際交流会館	要	社会連携推進課長 学生支援課長			国際交流会館	要	社会連携推進課長 学生課長
宿舍料	後納	公務員宿舍 外国人教師宿舍	要	会計課長	宿舍料	後納	公務員宿舍 外国人教師宿舍	要	参事役
物件使用料	前納		要	会計課長	物件使用料	前納		要	参事役
(略)					(略)				
受託研究・事業等収入	前納又は後納	受託研究費 共同研究費 科学研究費間接費	要(後納の場合)	課長、事務長	受託研究・事業等収入	前納又は後納	受託研究費 共同研究費 科学研究費間接費	要(後納の場合)	課長、参事役、事務長
(略)					(略)				
その他の債権	前納又は後納	他に属さない債権に係る債権	要(後納の場合)	課長、事務長	その他の債権	前納又は後納	他に属さない債権に係る債権	要(後納の場合)	課長、参事役、事務長

別紙様式 1

管約書・債務保証書

平成 年 月 日

東京芸術大学長 殿

このたび、東京芸術大学に入学を許可されましたうえは、学則並びに諸規則を固く守り、専心勉学することを誓います。

連帯保証人は、在学中の一切のことに付いて保証し、本人に契約を継守させるとともに、在学中に生じた貴学に対する学納金及び寄附料、その他一切の債務の履行に關し、その責に任ずることを保証いたします。もし、この契約に違反した場合は、貴学の定める指示および罰則に従うことに何ら異存ありません。

本 人	所属	学部 科 専攻		
		研究科 (修士・博士後期・研究生)	課程	専攻
	ふりがな			
	氏 名	印		
人	現住所	電話番号 () -		
	ふりがな			
連 帯 保 証 人	氏 名	印	本人との 続 柄	
	現住所	電話番号 () -		

(注意) ・印は記入を要してください。

- ・連帯保証人は、原則として保護者又は学資負担者としてください。
- ・学生本人及び連帯保証人の氏名は、必ずそれぞれの印を要してください。また、印鑑は必ず判別可能なものを使用してください。
- ・連帯保証人を変更した場合は、ただちに再提出してください。

個人情報の取扱いに関する同意書

平成 年 月 日

東京芸術大学長 殿

「個人情報の取扱いについて」(裏面)に書かれている個人情報の利用目的、その取扱いについて同意いたします。

本 人 氏 名	印
保 証 人 氏 名	印

(注意) ・印は記入を要してください。

- ・学生本人及び保証人の氏名は、必ずそれぞれの印を要してください。また、印鑑は必ず判別可能なものを使用してください。
- ・保証人は、連帯保証人と同一人としてください。

⑤「個人情報の取扱いについて」

本学は、入学手続及び本学在学中における各種の手続において提供していただいた個人情報を次の目的のために利用し、事前に承諾を得ることなく、これ以外の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

1. 利用目的

- ①学籍管理、学籍異動管理、健康管理、奨学金管理
- ②履修登録、成績管理、授業運営
- ③大学、大学院等の入学退学、卒業後の連絡に関する情報管理
- ④学生・生徒証、各種証明書の発行
- ⑤学費債権管理、口座情報管理
- ⑥学納金免除等に関する情報管理
- ⑦学生生活・課外活動支援
- ⑧就職関係情報の作成、管理
- ⑨学内施設・設備の利用管理、防犯カメラの設置による映像情報管理
- ⑩図書館利用情報管理
- ⑪成績通知書の保証人への送付
- ⑫保証人との成績、履修相談
- ⑬大学・学校の広報誌、冊し物案内、募金依頼関係の案内
- ⑭卒業後の各種案内送付
- ⑮学術交流協定などによる協定大学への情報提供

2. 第三者への個人情報の提供について

本学が取得した個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

ただし、次の場合必要最低限の情報を提供することがあります。

- (1) 上記1. ①～⑭の個人情報の取扱う業務を、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結したうえで、外部の事業者に委託する場合
- (2) 本人の利益となる次の学外関係者に情報提供する場合
 - ①音楽教育振興会 (音楽学部の教育研究、学生の課外活動などを支援するための学生の父母により組織される会)
 - ②杜の会 (美術学部同窓会)
 - ③同声会 (音楽学部同窓会)
 - ④東京芸術大学生活協同組合

別紙様式 1

債務保証書

(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 殿

○ 学生本人

所 属 〈芸術・音楽〉学部 科 専攻

大学院〈芸術・音楽・映像〉研究科〈修士・博士後期〉課程 専攻

ふりがな _____

氏 名 _____ 印 _____

ふりがな _____

現住所 〒 _____

電話番号 () _____

上記の者の貴学在学中に生じた貴学に対する債務の履行に關し、私が保証人として下記事項について、その責に任ずることを保証します。

記

貴学に納付すべき授業料及び寄附料、その他一切の債務

○ 保証人【原則として保護者又は学資負担者】

ふりがな _____

氏 名 _____ 印 _____

本 籍 地 〈都・道・府・県〉 電話番号 () _____

ふりがな _____

現住所 〒 _____

本人との続柄 父・母・その他 ()

記入にあたっては裏面の注意事項を必ずお読みください。

記入にあたっての注意事項

- 1. 記載事項に変更が生じたときは、ただちに再提出してください。
- 2. 記入にあたっては、黒のボールペンまたは万年筆を使用し、正確に記入してください。
- 3. 学生本人及び保証人の氏名は必ず本人が自筆署名捺印してください。
- 4. < > の中は、該当するものを○で囲んでください。
- 5. 現住所は「都道府県」から記入してください。

(4 4)

○東京芸術大学契約事務取扱要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学契約事務取扱要項 (略) (契約書の作成) 第 1 1 条 契約書の作成を要する契約は次のとおりとする。 (1) 一般競争又は指名競争によるとき。 (2) 随意契約金額が500万円以上のとき。ただし、会計課長又は事務部門の長が必要と認めたときは、500万円未満であっても作成するものとする。 (3) 単価及び後納契約をするとき。 (4) その他特約をしなければ、契約の適正な履行が確保できないと認められるとき。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年 4 月 15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学契約事務取扱要項 (略) (契約書の作成) 第 1 1 条 契約書の作成を要する契約は次のとおりとする。 (1) 一般競争又は指名競争によるとき。 (2) 随意契約金額が500万円以上のとき。ただし、<u>会計課長又は事務部門の長(契約管理業務担当参事役及び学部等の事務長)</u>が必要と認めたときは、500万円未満であっても作成するものとする。 (3) 単価及び後納契約をするとき。 (4) その他特約をしなければ、契約の適正な履行が確保できないと認められるとき。 (略)

○東京芸術大学金庫管守要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧																																																			
○東京芸術大学金庫管守要項 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年 4 月15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学金庫管守要項 (略)																																																			
別表	別表																																																			
<table><tr><td>金庫の種類</td><td>設置する部局</td><td>管守責任者</td><td>管守責任者代理</td></tr><tr><td>第1号金庫</td><td>会計課</td><td>課長補佐</td><td>経理責任者</td></tr><tr><td rowspan="5">第2号金庫</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>学生支援課</u></td><td>出納責任者</td><td>課長補佐</td></tr><tr><td>美術学部</td><td>出納責任者</td><td><u>事務長</u></td></tr><tr><td>音楽学部</td><td>出納責任者</td><td><u>事務長</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	金庫の種類	設置する部局	管守責任者	管守責任者代理	第1号金庫	会計課	課長補佐	経理責任者	第2号金庫	(略)			<u>学生支援課</u>	出納責任者	課長補佐	美術学部	出納責任者	<u>事務長</u>	音楽学部	出納責任者	<u>事務長</u>	(略)			<table><tr><td>金庫の種類</td><td>設置する部局</td><td>管守責任者</td><td>管守責任者代理</td></tr><tr><td>第1号金庫</td><td>会計課</td><td>課長補佐</td><td>経理責任者</td></tr><tr><td rowspan="6">第2号金庫</td><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>学生課</u></td><td>出納責任者</td><td>課長補佐</td></tr><tr><td><u>入試・学務課</u></td><td><u>出納責任者</u></td><td><u>課長</u></td></tr><tr><td>美術学部</td><td>出納責任者</td><td><u>事務長補佐</u></td></tr><tr><td>音楽学部</td><td>出納責任者</td><td><u>事務長補佐</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	金庫の種類	設置する部局	管守責任者	管守責任者代理	第1号金庫	会計課	課長補佐	経理責任者	第2号金庫	(略)			<u>学生課</u>	出納責任者	課長補佐	<u>入試・学務課</u>	<u>出納責任者</u>	<u>課長</u>	美術学部	出納責任者	<u>事務長補佐</u>	音楽学部	出納責任者	<u>事務長補佐</u>	(略)		
金庫の種類	設置する部局	管守責任者	管守責任者代理																																																	
第1号金庫	会計課	課長補佐	経理責任者																																																	
第2号金庫	(略)																																																			
	<u>学生支援課</u>	出納責任者	課長補佐																																																	
	美術学部	出納責任者	<u>事務長</u>																																																	
	音楽学部	出納責任者	<u>事務長</u>																																																	
	(略)																																																			
金庫の種類	設置する部局	管守責任者	管守責任者代理																																																	
第1号金庫	会計課	課長補佐	経理責任者																																																	
第2号金庫	(略)																																																			
	<u>学生課</u>	出納責任者	課長補佐																																																	
	<u>入試・学務課</u>	<u>出納責任者</u>	<u>課長</u>																																																	
	美術学部	出納責任者	<u>事務長補佐</u>																																																	
	音楽学部	出納責任者	<u>事務長補佐</u>																																																	
	(略)																																																			

○東京芸術大学競争参加資格等審査委員会の設置についての裁定の一部を改正する裁定 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学競争参加資格等審査委員会の設置について (略)	○東京芸術大学競争参加資格等審査委員会の設置について (略)
3 委員会の構成 (1) 委員会の構成は、次のとおりとする。 委員長 施設課長 委 員 総務課長 委 員 会計課長 委 員 <u>会計課課長補佐</u> 委 員 施設課課長補佐 (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。 (略)	3 委員会の構成 (1) 委員会の構成は、次のとおりとする。 委員長 施設課長 委 員 総務課長 委 員 会計課長 委 員 <u>会計課参事役</u> 委 員 施設課課長補佐 (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。 (略)
<u>附 則</u> この裁定は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。	

○東京芸術大学自動車等運用管理要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧																				
○東京芸術大学自動車等運用管理要項 (略)	○東京芸術大学自動車等運用管理要項 (略)																				
第4条 管理責任者の下に管理者を置き、次に掲げる事務を担当させるものとする。 (1) 自動車等使用の承認 (2) 自動車等の運用及び管理に関する記録等の整備 (3) 自動車等の定期点検及び整備事項の確認による良好な状態の保持 (4) 自動車等の安全運行及び事故防止に必要な措置 (5) 車庫及び関係施設の管理 (6) その他自動車等の運用及び管理のために必要と認める事項 2 管理者は、次の表のとおりとする。	第4条 管理責任者の下に管理者を置き、次に掲げる事務を担当させるものとする。 (1) 自動車等使用の承認 (2) 自動車等の運用及び管理に関する記録等の整備 (3) 自動車等の定期点検及び整備事項の確認による良好な状態の保持 (4) 自動車等の安全運行及び事故防止に必要な措置 (5) 車庫及び関係施設の管理 (6) その他自動車等の運用及び管理のために必要と認める事項 2 管理者は、次の表のとおりとする。																				
<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>管理者</th></tr> <tr> <td>上野校地</td><td><u>会計課課長補佐</u></td></tr> <tr> <td>取手校地</td><td>取手校地事務室長</td></tr> <tr> <td>横浜校地</td><td>大学院映像研究科事務長</td></tr> <tr> <td>美術学部附属古美術研究施設</td><td>事務長</td></tr> </table>	区分	管理者	上野校地	<u>会計課課長補佐</u>	取手校地	取手校地事務室長	横浜校地	大学院映像研究科事務長	美術学部附属古美術研究施設	事務長	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>管理者</th></tr> <tr> <td>上野校地</td><td><u>会計課参事役</u></td></tr> <tr> <td>取手校地</td><td>取手校地事務室長</td></tr> <tr> <td>横浜校地</td><td>大学院映像研究科事務長</td></tr> <tr> <td>美術学部附属古美術研究施設</td><td>事務長</td></tr> </table>	区分	管理者	上野校地	<u>会計課参事役</u>	取手校地	取手校地事務室長	横浜校地	大学院映像研究科事務長	美術学部附属古美術研究施設	事務長
区分	管理者																				
上野校地	<u>会計課課長補佐</u>																				
取手校地	取手校地事務室長																				
横浜校地	大学院映像研究科事務長																				
美術学部附属古美術研究施設	事務長																				
区分	管理者																				
上野校地	<u>会計課参事役</u>																				
取手校地	取手校地事務室長																				
横浜校地	大学院映像研究科事務長																				
美術学部附属古美術研究施設	事務長																				
(略)	(略)																				

附 則

この要項は、平成20年 4月15日から施行し、平成
20年 4月 1 日から適用する。

○東京芸術大学契約審査委員会要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学契約審査委員会要項 (略) (委員会の構成) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1) 総務課長 (2) 会計課長 (3) 施設課長 (4) 当該契約事務担当課長補佐 2 委員会に委員長を置くものとし、委員長は委員の互選により選出するものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年 4月15日から施行し、平成 20年 4月 1 日から適用する。</u>	○東京芸術大学契約審査委員会要項 (略) (委員会の構成) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1) 総務課長 (2) 会計課長 (3) 施設課長 (4) 会計課参事役 (5) 当該契約事務担当課長補佐 2 委員会に委員長を置くものとし、委員長は委員の互選により選出するものとする。 (略)

◎東京芸術大学大学院音楽研究科リサーチセンター要項の制定について

(制定理由)

東京芸術大学大学院音楽研究科リサーチセンターを設置・運営するために所要の事項を定める。

(審議経過)

平成20年 4月17日 音楽学部教授会承認

○東京芸術大学大学院音楽研究科リサーチセンター要項

平成20年 4月17日教授会決定

(設置)

第1条 東京芸術大学芸術リサーチセンターのプロジェクトを大学院音楽研究科(以下、「研究科」という。)において遂行するため、研究科にリサーチセンター(以下、「センター」という。)を置く。

2 センターの経費は、特別教育研究費「芸術系大学院における学位授与プロセスの研究—芸術系リサーチセンターの設立と『藝大プログラム』の開発—」を充てる。

3 センターを置く期間は、この要項の施行の日から平成25年 3月31日までとする。

(目的)

第2条 この要項は、センターの組織、業務及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(組織)

第3条 センターの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 研究科音楽文化学専攻に属する研究科委員会構成員から研究科長が指名した者 3名程度
 - (2) 研究科の音楽文化学専攻以外の専攻に属する研究科委員会構成員から音楽研究科長が指名した者 3名程度
 - (3) センターの業務に従事させるため、プロジェクト職として採用した助教 1名
 - (4) 非常勤講師 5名程度
 - (5) その他、研究科長が特に必要と認めた者
- 2 前項第4号の非常勤講師は、特別研究員と称する。
- 3 センターに主任を置く。主任は、第1項第1号の構成員の中から研究科長が指名する。

(業務)

第4条 センターの業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 芸術分野における学位のあり方に関する調査研究
- (2) 芸術分野における作品・演奏と一体化した研究論文の作成と位置づけの調査研究
- (3) 芸術分野における作品・演奏審査の基準・方法の確立と、公開のあり方に関する調査研究
- (4) 上記各号の調査研究成果の報告書の作成・シンポジウムの開催等による公開 2 前項の業務の遂行にあたっては、内外の芸術系教育機関の調査を実施するとともに、研究科の博士後期課程在籍学生の論文指導等の実際に関与し、調査研究成果の充実を図るものとする。

(運営委員会)

第5条 センターの適切な運営を図るため、東京芸術大学音楽学部教授会規則第7条第1項の規定を準用し、研究科委員会に学位リサーチセンター運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、センターの構成員のうち、第3条第1項第1号から第3号に該当する者を委員として組織する。
- 3 委員会は次の各号に定める事項を審議する。
- (1) センターの研究計画に関すること。
 - (2) センターの運営に関すること。
 - (3) その他、委員会が必要と認めたこと。
- 4 委員会に委員長を置き、主任をもってこれに充てる。委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員会は委員の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要項に定めるものの他、センター及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月17日から施行する。
- 2 この要項は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

◎東京芸術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項の改正について

（改正理由）

プロジェクト職の採用に関する事項を定めるため、所要の改正を行う。

（審議経過）

平成20年 4月17日 音楽学部臨時運営会議（人事）承認

平成20年 4月17日 音楽学部教授会承認

○東京芸術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項 （略） 第3章 その他 <u>（プロジェクト職）</u> <u>第13条 プロジェクト職の教員の採用及び昇任に</u> <u>当たっては、この要項に定めるところに関わらず、</u> <u>学部長の提案に基づき、教授会の議を経て採用及</u> <u>び昇任候補者を決定することができる。</u> （庶務） <u>第14条</u> 会議の庶務は音楽学部庶務係において処 理する。 （雑則） <u>第15条</u> この要項の改正は、教授会の議を経て行う。 2 この要項に疑義が生じたときは、教授会が決定 する。 3 会議の運用に関する細目は、会議が定める。 （略） <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年 4月17日から施行する。</u>	○東京芸術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項 （略） 第3章 その他 （庶務） <u>第13条</u> 会議の庶務は音楽学部庶務係において処 理する。 （雑則） <u>第14条</u> この要項の改正は、教授会の議を経て行う。 2 この要項に疑義が生じたときは、教授会が決定 する。 3 会議の運用に関する細目は、会議が定める。 （略）

◎東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の改正について

(改正理由)

特別教育研究費により5年間の時限付で設置される「芸術リサーチセンター」の活動を遂行するため、助教(プロジェクト職)を雇用する。

このことに伴い、プロジェクト職に係る任期について改正する。

(主な内容)

音楽学部助教及び助手の任期について、プロジェクト職に雇用された者の特例を追加する。

(審議経過)

平成20年 4月 8日 事務協議会

4月14日 人事・総務部会

4月15日 学内周知

4月17日 美術学部教授会

4月17日 音楽学部教授会

4月17日 映像研究科教授会

4月24日 教育研究評議会

4月24日 役員会

(施行期日)

即日施行。

○東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧								
○東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則 (略) (プロジェクト職の特例) 第9条 本学が定める又は参画する特定の時限付き計画に基づき教育研究を行う職（以下「プロジェクト職」という。）にあっては、第2条第2項、第6条、第7条及び第8条に定める任期の更新にかかる審査手続等を適用しない。 2 プロジェクト職の任期の更新にかかる審査手続等については、別に定める。 3 プロジェクト職にあっては、第3条の規定は適用しない。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年4月24日から施行する。</u>	○東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則 (略) (プロジェクト職の特例) 第9条 本学が定める又は参画する特定の時限付き計画に基づき教育研究を行う職（以下「プロジェクト職」という。）にあっては、第2条第2項、第6条、第7条及び第8条に定める任期の更新にかかる審査手続等を適用しない。 2 プロジェクト職の任期の更新にかかる審査手続等については、別に定める。 3 プロジェクト職にあっては、第3条の規定は適用しない。 (略)								
別表（第2条第1項関係）	別表（第2条第1項関係）								
<table><tr><td>教育研究組織</td><td>対象教員</td><td>任期</td><td>任期の更</td></tr></table>	教育研究組織	対象教員	任期	任期の更	<table><tr><td>教育研究組織</td><td>対象教員</td><td>任期</td><td>任期の更</td></tr></table>	教育研究組織	対象教員	任期	任期の更
教育研究組織	対象教員	任期	任期の更						
教育研究組織	対象教員	任期	任期の更						

学部等	学科、講座等			新に関する事項
(略)				
音楽学部	全学科の全講座	教授	10年	有
		准教授		
		講師	5年	有
		助教	3年	有。1回限りとする。
		助手	ただし、プロジェクト職に雇用された者の任期は、プロジェクト終了日を超えないものとする。	ただし、プロジェクト職に雇用された者は、プロジェクト終了日を超えて更新はしない。
(略)				

学部等	学科、講座等			新に関する事項
(略)				
音楽学部	全学科の全講座	教授	10年	有
		准教授		
		講師	5年	有
		助教	3年	有。1回限りとする。
(略)				

諸 会 議

— 事 務 局 —

◎安全衛生委員会

平成20年 4月16日（水）

〔議 題〕

1. 喫煙場所について

〔報告事項〕

1. 東京芸術大学安全管理指針について
2. 巡視報告について
3. 上野校地衛生管理者追加報告について
4. 通勤災害について
5. 東京芸術大学上野校地安全衛生ガイドについて
6. 各校地報告

◎国際交流室

平成20年 4月16日（水）

〔議 題〕

1. アジア芸術宣言プロジェクトについて
2. 平成20年度学長裁量経費について
3. 平成21年度概算要求について
4. 台湾の芸術系大学との芸術国際交流協定書の締結について

◎教育研究評議会

平成20年 4月24日（木）

〔議 題〕

1. 教員の人事計画について
2. 教員の採用について
3. 東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の改正について

〔報告及び連絡事項〕

1. 平成20年度入学者選抜試験結果について
2. 東京芸術大学美術学部の試験日程変更について
3. 藝術を専門とする弁護士との顧問契約について

◎役員会

平成20年 4月24日（木）

〔議 題〕

1. 東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の改正について

〔理事室等活動報告〕

1. 理事（教育担当）

2. 理事（研究担当）
3. 理事（総務担当）
4. 理事（学長特命担当）
5. 学長特命（記念事業担当）
6. 学長特命（国際交流担当）

〔報告及び連絡事項〕

1. 東京芸術大学創立120周年記念事業感謝状贈呈式の終了について
2. 教育研究評議会について
3. 平成20年度会計監査人候補の選定について
4. 平成19年度資金の運用状況について
5. 藝術を専門とする弁護士との顧問契約について
6. 平成19年度寄附金受入状況について

◎企画評価室

平成20年 4月30日（水）

〔議 題〕

1. 平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書について
2. 中期目標の達成状況報告書について
3. 各学部・研究科の「現況調査表」及び「研究業績説明書」について

— 美 術 学 部 —

◎美術学部運営委員会

平成20年 4月15日（火）

〔議 題〕

1. 附属古美術研究施設の改修について
2. 平成21年度の予算計画について
3. 藝大素述座談会（「垣根のうちそと」-POST藝大はみえるか）開催について
4. 奨学寄附金の受入について

◎美術学部人事委員会

平成20年 4月15日（火）

〔議 題〕

1. 教員の人事計画について
2. 美術学部厚誼会規約の一部を改正する規約(案)について
3. 美術学部厚誼会・平成19年度会計報告及び平成20年度会計予算(案)について

◎美術学部教務委員会

平成20年 4月15日（火）

〔議 題〕

1. 教務委員長・副委員長の選出について

2. 学生の身分異動について
3. 授業料未納による除籍について
4. 特別聴講生（交換留学生）の派遣・受入について
5. 平成19年度美術学部留年者について
6. 学生の旧姓使用について
7. 平成20年度リサーチ・アシスタントの採用について
8. 平成20年度ティーチング・アシスタントの採用について
9. 講義室等の予約について
10. 各科のFDについて
11. 各科のアドミッションポリシーについて
12. 授業の休講について
13. TOEICのIPテスト実施のための機関登録のお願いについて

◎美術学部学生生活委員会

平成20年 4月16日（水）

〔議題〕

1. 平成20年度 学生生活委員長・副委員長の選出について
2. 平成20年度財団法人茂木本家教育基金奨学生候補者の推薦について
3. 平成20年度公益信託松尾金蔵記念奨学基金奨学生の推薦について
4. 平成20年度電通育英会大学奨学生の推薦について
5. 第54回四芸術大学体育・文化交換会の開催について
6. ハラスメント防止対策相談員の選出について

◎美術学部入試運営委員会

平成20年 4月17日（木）

〔議題〕

1. 平成20年度学部・大学院（修士・博士）研究生の入学人数について
2. 平成20年度入学選抜試験「個人成績開示」の各科内容確認について
3. 平成20年度入学選抜試験各科の入試問題について
4. 平成20年度入学試験の反省点及び今後の検討課題について
5. 平成21年度学部入学試験の日程等について
6. 平成22年度学部入試における教室使用について
7. 建築科の平成22年度学部入試における「大学入試センター試験において受験を要する科目」の変更について

◎大学院美術研究科委員会

平成20年 4月17日（木）

〔協議事項〕

1. 平成20年度大学院（修士・博士）、研究生の入学

者数等について

2. 学生の身分異動について

〔報告事項〕

1. リサーチセンターについて

◎美術学部教授会

平成20年 4月17日（木）

〔協議事項〕

1. 平成20年度教員人事計画の変更について
2. 東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の改正について
3. 平成20年度学部の入学者数について
4. 学生の身分異動について
5. 授業料未納による除籍について
6. 平成19年度美術学部留年者について
7. 受託研究の受入について

〔報告事項〕

1. 理事報告
2. 各種委員会等報告
 - ◆ 国際交流室会議（3月26日）
 - ◆ 国際交流室会議（4月16日）
 - 国際交流部会（4月14日）
 - ◆ 施設・環境部会（3月28日）
 - ◆ 学生支援室全学学生支援部会・留学生部会（3月28日）
 - 学生生活委員会（4月16日）
 - ◆ 安全衛生委員会（4月16日）
 - ◇ 大学美術館運営委員会（4月17日）
 - ◆ 人事・総務部会（4月14日）
 - ◆ 教育研究評議会（3月27日）
 - 人事委員会（4月15日）
 - 運営委員会（4月15日）
 - 入試運営委員会（4月17日）
3. 上野公園の作品設置について
4. 東京医科歯科大学の作品設置について
5. 教員の海外渡航について
6. 奨学寄附金の受入について
7. 平成20年度日本学術振興会特別研究員について

〔連絡事項〕

1. 展覧会のご案内
2. 美術学部入学試験の日程変更について
3. 美術学部厚誼会・平成19年度会計報告及び平成20年度会計予算（案）について
4. 平成20年度美術学部会議等日程（変更）について

◎取手校地運営委員会

平成20年4月24日（木）

〔議題〕

1. 副委員長の指名について
2. 材木の仮置きについて
3. 日本画材料実験園作業用物置について
4. 取手校地の今後について
5. 取手校地各所修繕・設備改修等要望事項について

◎美術学部卒展運営委員会

平成20年4月24日（木）

〔議題〕

1. 平成20年度卒展役員の選出について
2. 平成19年度卒展報告について

— 音 楽 学 部 —

◎音楽学部教務委員会・学位委員会

平成20年4月17日（木）

<教務委員会>

〔審議事項〕

1. 学生の身分異動について
2. 平成20年度音楽学部特別講座の実施について
3. 楽理科教育課程（カリキュラム）修得単位年次表の改訂について
4. 平成20年度音楽学部新規授業科目の開設について
5. 本学入学前に他大学・短期大学等で修得した単位の認定について
6. 公欠承認願について
7. 平成20年度前期実技試験の日程（案）について
8. 平成20年度卒業試験公開演奏会日程（案）について
9. 練習ホール館等の使用について

〔報告及び連絡事項〕

1. 本学入学前に他大学・短期大学等で修得した単位の認定について（在学生対象）
2. お茶の水女子大学との単位互換授業開講科目について
3. 音楽学部特別講座の実施報告について
4. 教育実習運営委員会の開催について

〔依頼事項〕

1. 平成20年度集中講義実施計画の提出について

<学位委員会>

〔審議事項〕

1. 平成20年度大学院音楽研究科新規授業科目の開設について

2. 平成20年度ティーチング・アシスタントについて
3. 博士リサイタルについて

〔報告及び連絡事項〕

1. 東京外国語大学大学院との単位互換授業開講科目について
2. 大学における厳正な学位審査体制等の確立について

〔依頼事項〕

1. 平成19年度博士後期課程研究進捗状況報告書の提出について

◎音楽学部芸術活動推進委員会

平成20年4月17日（木）

〔議題〕

1. 委員長の選出及び副委員長の指名について
2. 演奏依頼
3. 受託事業への変更について
4. 藝大主催演奏会の演奏録音物に関する取り扱いについて

〔報告及び連絡事項〕

1. 各科・学生オーケストラ運営委員会・チェンバールオーケストラ運営委員会・管弦楽研究部・オペラ研究部音研センター・演奏芸術センター報告

〔演奏会終了報告〕

1. 「だて噴火湾アートビレッジ構想」関連演奏会（藝大フィル）
2. 平成19年度 芸術鑑賞会（木管五重奏・金管五重奏）
3. 小中学校音楽教室・一般コンサート 碧南市芸術文化ホール（金管アンサンブル）
4. 文部科学大臣優秀教員表彰式における奏楽（生田流箏曲）
5. 木曜コンサート（邦楽）
6. 平成19年度邦楽鑑賞教室（邦楽）
7. 取手市夢のコンサート（木管・金管アンサンブル）
8. 隅田公園梅まつり2008箏・尺八演奏会（生田流箏曲・尺八）
9. 平成19年度旧奏楽堂デビューコンサート（ヴァイオリン）
10. 第4回日本学術振興会賞及び日本学士院学術奨励賞授賞式（弦楽四重奏・藝大フィル）
11. 平成19年度台東区立小・中学校音楽鑑賞教室（藝大フィル）
12. 東京藝大表参道フレッシュコンサート（ピアノ）
13. オペラ「カルメン」コンサート（演出・独唱者）
14. 木曜コンサート（室内楽）

15. 期待の音大生によるアフタヌーンコンサート
(山田流箏曲)
16. 合唱コンクールにおける模範演奏(声乐)
17. 藝大オペラin君津「椿姫」(ソリスト、演出、指揮ほか)
18. 平成19年度学部卒業式、別科・大学院修了式(古楽)
19. 東京上野ロータリークラブ・第22回奏楽堂コンサート(F11, C11, 弦楽四重奏)
20. 平成19年度音楽大学卒業生演奏会(弦楽・邦楽)
21. 奏楽堂演奏会

◎音楽学部学生生活委員会

平成20年4月17日(木)

〔議題〕

1. 新委員から委員長並びに学生相談員(4名)を選出
2. 平成20年度入学料免除・徴収猶予申請者の推薦について
3. 四芸祭へ参加する委員の選出
4. 平成20年度財団法人茂木本家教育基金奨学生の募集について
5. 平成20年度電通育英会奨学生の募集について

〔報告及び連絡事項〕

1. 平成20年度芸大奨学金受賞者の推薦について
2. 平成19年度福島育英会奨学生の決定について

◎音楽学部教授会・研究科委員会

平成20年4月17日(木)

〔議題〕

1. 規則の制定・改正について
2. 教員の採用について
3. 各種委員の選出について
4. 寄附金等の受け入れについて

〔報告〕

- 理事
- 学部長
 1. 臨時運営会議(人事)(4月17日)
 2. 管理運営室会議(3月13日)
 3. 管理運営室人事・総務部会(4月14日)
 4. その他
- 評議員
 1. 教育研究評議会(3月27日)
- 各種委員会
 1. 教務委員会・学位委員会(4月17日)
 2. 芸術活動推進委員会(4月17日)
 3. 学生生活委員会(3月25日、4月17日)
 4. 学生オーケストラ運営委員会(3月17日)
 5. オーケストラ間調整会議(4月14日)
 6. 教育担当理事所掌室会議

7. 研究担当理事所掌室会議
8. 総務担当理事所掌室会議
9. 学長特命所掌室会議
10. 上野校地安全衛生委員会(4月16日)
11. 大学美術館運営委員会(4月17日)
12. 社会連携センター運営委員会(3月14日)
13. 大学院音楽研究科リサーチセンター準備委員会
 - 附属音楽高等学校長
 - 言語・音声トレーニングセンター長
 - 演奏芸術センター長

〔報告及び連絡事項〕

1. 国立大学法人東京芸術大学の平成20年度年度計画について
2. 演奏会

◎音楽学部運営会議(入試)

平成20年4月24日(木)

〔審議事項〕

1. 平成21年度入学試験日程等について
2. 平成22年度大学院修士課程入学試験日程について
3. 平成20年度入学試験(学部・別科・大学院)の反省について

〔報告及び連絡事項〕

1. 平成20年度入学者数について

〔依頼事項〕

1. 入試関係印刷物の校正について
2. 平成21年度「大学院(修士課程)試験内容及び課題曲」について

〔その他〕

1. 学科説明会について

◎音楽学部教務委員会・学位委員会

平成20年4月24日(木)

<教務委員会>

〔審議事項〕

1. 学生の身分異動について
2. 平成20年度音楽学部特別講座の実施について
3. 音楽環境創造科新入生に係る履修上限単位の特例措置について
4. 平成20年度学内演奏会日程(案)について
5. 本学入学前に他大学で修得した単位及び本学において修得した単位の認定について
6. 公欠承認願について

〔依頼事項〕

1. 平成20年度卒業予定者に係る卒業要件単位の確認について

〔報告事項〕

1. 平成20年度楽器体験講座の履修状況について

<学位委員会>

〔審議事項〕

1. 課程博士学位論文等審査会の設置について
2. 博士後期課程研究進捗状況報告書(平成19年度)について
3. 平成20年度大学院音楽研究科(修士課程)学位審査会演奏日程(案)について
4. 平成20年度ティーチング・アシスタントについて
5. 博士リサイタルについて

〔依頼事項〕

1. 博士後期課程学生の主任指導状況調査について

◎音楽学部芸術活動推進委員会

平成20年4月24日(木)

〔議題〕

1. 副委員長の指名について
2. 演奏依頼
3. 台東第九公演開催に伴う委員の派遣等について
4. 藝大主催演奏会の演奏録音物に関する取り扱いについて

〔報告及び連絡事項〕

1. 各科・学生オーケストラ運営委員会・チェンバールオーケストラ運営委員会・管弦楽研究部・オペラ研究部、音研センター・演奏芸術センター報告

〔演奏会終了報告〕

1. 日本国際賞授賞式及び祝宴における奏楽
2. 奏楽堂演奏会

— 大学院映像研究科 —

◎大学院映像研究科教授会

平成20年4月12日(土)

〔議題〕

1. 研究生試験の合否判定について
2. 学生の身分異動について
3. 年度計画について
4. 設置計画履行状況報告書について
5. アニメーション専攻の設置申請について
6. 博士後期課程について
7. 規則の改正について

〔報告及び連絡事項〕

1. 職名の英文表記について
2. 教育研究助手(教育研究等非常勤職員)の採用について
3. 映像研究科教授会開催日程について

— 大学美術館 —

◎大学美術館運営委員会

平成20年4月17日(木)

〔議題〕

1. 大学美術館点検・評価委員の選出について
2. 平成20年度大学美術館展覧会計画(案)について

〔報告及び連絡事項〕

1. 平成21年度分大学美術館概算要求事項について
2. 「第56回東京芸術大学卒業・修了作品展」入館者数
3. 「芸大コレクション展」入館者数
4. 平成20年度大学美術館会議日程

— 演奏芸術センター —

◎演奏芸術センター運営委員会

平成20年4月30日(水)

〔議題〕

1. 委員の紹介について
2. 奏楽堂の使用について
3. 協賛金の受入れについて
4. 平成19年度決算報告について
5. 平成20年度予算案について
6. 平成21年度芸大プロジェクトについて

— 藝大アートプラザ —

◎藝大アートプラザ企画推進室

平成20年4月22日(火)

〔議題〕

1. 企画推進室員任期の更新について
2. 藝大アートプラザ大賞の開催時期等について
3. 企画提案について
4. 頒布品の開発について

〔報告及び連絡事項〕

1. 藝大アートプラザ運営業務報告

2. 藝大アートプラザ基金について
3. 国立大学法人東京芸術大学の平成20年度計画について
4. 藝大アートプラザ監事監査について

大学日誌

自 平成20年 4 月 1 日 ～ 至 平成20年 4 月 30 日

月 日	曜	行 事
4. 9	水	附属音楽高等学校入学式
10	木	入学式、芸大コレクション展開幕
12	土	上野の森オルガンシリーズ メシアン オルガン作品全曲演奏会、(映) 教授会
15	火	(美) 運営委員会、(美) 人事委員会、(美) 教務委員会
16	水	安全衛生委員会、国際交流室、(美) 学生生活委員会
17	木	(美) 入試運営委員会、大学院美術研究科委員会、(美) 教授会、(音) 教務委員会・学位委員会、(音) 芸術活動推進委員会、(音) 学生生活委員会 (音) 教授会・研究科委員会、大学美術館運営委員会
18	金	創造の杜'08 メシアン生誕100年
19	土	同声会新人演奏会
21	月	創立120周年記念事業感謝状贈呈式
22	火	藝大アートプラザ企画推進室
24	木	藝大フィルハーモニア定期第328回 新卒業生紹介演奏会、教育研究評議会、役員会、取手校地運営委員会、(美) 卒展運営委員会、(音) 運営会議 (入試)、(音) 教務委員会・学位委員会、(音) 芸術活動推進委員会
26	土	バウハウス・デッサウ展開幕
30	水	企画評価室、演奏芸術センター運営委員会